

静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）の 令和6年度進捗状況について

- 1～2頁：（1）成果目標
 3～4頁：（2）計画を効果測定するための指標
 5～14頁：（3）計画掲載事業（法定サービス等）
 15～29頁：（4）計画掲載事業（市の事業）

【評価方法】

評価区分	内容	定量的な指標		定性的な指標	事業数：199事業		
		差分比較	直接比較			法定サービス等	市の事業
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上		—	S評価事業数	10	19
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上105%未満		おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合	A評価事業数	46	96
B	期待を下回るもの	70%以上90%未満		目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合	B評価事業数	8	12
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満		現在の取組では有効性に問題がある場合	C評価事業数	3	1
—	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの				—	2	2

※定量的な指標の差分比較は、（2）の一部でのみ使用し、その他の評価は定量的な指標の直接比較又は定性的な指標を原則とします。

差分比較法：達成度合（％）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100

直接比較法：達成度合（％）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100

※基準値：直近の実績

成果目標（計画23～25頁）

項目	目標値（R8）	実績			評価・取組		
		R6	R7	R8			
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行							
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数 (令和5年度からの累計)	33人	3人			直接	C	C いずれの目標についても、計画終期における目標達成が困難な見込。地域での生活を送るにあたっての課題を把握し、それに応じた支援を充実させていく必要がある。
(2) 入所施設を利用する人の減少数（令和5年度からの累計）	27人	-8人			直接	C	
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築							
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332日	最終年度のみ測定 (令和8年度)			直接	—	A 項目(2)、(3)は、僅かに目標値に届かず、項目(3)から(5)までは、おおむね目標値を達成している。地域生活・移行支援部会からの意見及び助言を元に、入院医療中心から地域生活中心へ、地域で自分らしい暮らしをすることができる体制の構築に取り組んでいく。
(2) 精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	79.3%	78.6%			直接	A	
(3) 精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	86.0%	85.7%			直接	A	
(4) 精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	92.0%	92.9%			直接	A	
(5) 精神病床における1年以上長期入院者数							
65歳未満	186人	177人			直接	S	
65歳以上	234人	234人			直接	A	
【成果目標3】地域生活支援の充実							
(1) 地域生活支援拠点の整備	整備	整備済			定性	A	A (1) 令和5年度末の国の通知に基づき、拠点等の登録を開始した。しかし、拠点等の仕組みや役割が十分に周知されていないことから、事業所への周知と勉強会に取り組んでいく。 (2) 強度行動障がい者支援プロジェクトの活動を開始。引き続き支援ニーズの把握と人材育成に焦点をあてて取り組んでいく。
(2) 強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備	R7以降に整備予定			定性	B	
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等							
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	166人	128人			直接	B	B (1)、(2)、(5) 就労移行支援事業所の性質上、利用終了者は一般就労に結びつきやすいことから、今後も継続して就労移行支援事業所の周知を図り利用促進を行っていく。 (3)、(4) 令和5年度から、横這いのため、令和8年度の目標に向け、アセスメント実施等を通じ、一般就労へつなげていく。 (6)、(7) 定着支援事業の活用を呼び掛けるとともに、一般就労移行者の離職についても注視する必要がある。
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	88人			直接	B	
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	31人	24人			直接	B	
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	18人	15人			直接	B	
(5) 就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	67%			直接	S	
(6) 就労定着支援事業の利用者数	64人	51人			直接	B	
(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30%	27%			直接	A	

項目	目標値 (R8)	実績			評価・取組		
		R6	R7	R8			
【成果目標5】 障がい児支援の提供体制の整備等							
(1) 児童発達支援センターの設置	設置	設置済			定性	A	障がい児支援の提供体制は一定の水準を確保している一方で、静岡市では障がいを持つ子どもが増加（令和6年度児童発達支援支給決定者数1,003人）しており、抱えるニーズも多様化している。そのような社会変化の中で、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を含む、切れ目ない支援体制の確保のためには、保護者支援や支援者支援の充実等が必要である。
(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	構築	体制構築済			定性	A	
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	確保済			定性	A	
(4) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保	確保済			定性	A	
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置済			定性	A	
(6) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置数	25名	41名			直接	A	
(7) 障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置	設置済			定性	A	
【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等							
基幹相談支援センターの設置	設置	設置済			定性	A	地域の相談支援体制及び地域づくりの強化のために、令和7年度の委託仕様書を見直し、委託相談の一部を基幹化する。
【成果目標7】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築							
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築	体制構築済			定性	A	静岡県が実施する研修について庁内で確実に共有することで、対象となる市職員の相談支援従事者初任者研修受講につなげている。

計画を効果測定するための指標（計画26～29頁）

項目	基準値	目標値	R6実績値	評価・取組		
【計画全体】						
地域における共生が進んでいると思う人の割合						令和7年度に調査を実施予定
障がいのある人	14.3%	30.0%	—	差分	—	
障がいのない人	13.9%	30.0%	—	差分	—	
【大分野1】権利擁護・理解促進						
障害者差別解消法を知っている人の割合						令和7年度に調査を実施予定
障がいのある人	20.7%	40.0%	—	差分	—	
障がいのない人	20.2%	40.0%	—	差分	—	
【大分野2】地域生活支援						
成果目標1				直接	C	地域の相談支援体制における中核的役割を担う主任相談支援専門員を増やすとともに、障害者自立支援協議会や障害者相談支援センターとの協働を進める。
成果目標2				直接	A	
主任相談支援専門員の数	6名	13名	8名	差分	B	
【大分野3】医療・保健						
成果目標2				直接	A	僅かに目標値に届かない項目があるが、取組は有効であると考えている。医療が必要な時には速やかに地域で受けられる体制の構築に取り組んでいく。
成果目標5（医療的ケア児関係）				直接	A	
【大分野4】生活環境						
日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合						令和7年度に調査を実施予定
障がいのある人	—	40.0%	—	直接	—	
障がいのない人	—	40.0%	—	直接	—	
【大分野5】安全・安心						
個別避難計画の作成	—	100%	優先作成対象者の決定	定性	B	令和8年度までの計画作成に向け、計画の優先作成対象者の決定をするとともに、計画作成に着手し始めている。
【大分野6】子ども						
成果目標5				直接	A	市立小中学校では、医療的ケア児1人につき1名の看護職員を配置するなど、障がいのあるこどもの支援の提供体制は、一定の水準を確保している。一方で、静岡市では障がいを持つこどもが増加（令和6年度児童発達支援支給決定者数1,003人）しており、医療的ケア等多様なニーズに応えるための支援者の確保や質の担保など、障がいのあるこどもの継続的な支援体制の確保が必要となる。
市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーターから地域の支援者に引き継ぎをした件数（R5からの累計）	6件	24件	8件	差分	A	
市立小中学校における医療的ケア児の受け入れのための看護師職員配置の対応率	—	100%	98.1%	直接	A	

項目	基準値	目標値	R6実績値	評価・取組		
【大分野7】雇用・就労						
成果目標4				直接	B	B ・就労アセスメントの実施や、企業と障がい者の情報交換会を開催し、企業と就労者双方に向け、就労促進を行った。
就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合	31.1%	40.0%	28.3%	差分	C	
【大分野8】文化活動・市民生活						
16歳以上の週1日以上スポーツ実施率（障がいのある人）	11.8%	40.0%	—	差分	—	— 令和7年度に調査を実施予定
週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）を実施している障がいのある人の割合	—	50.0%	—	直接	—	

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法			
				実績	見込	実績	見込	実績								見込	
大分野1 権利擁護・理解促進																	
1	心のバリアフリーイベント	33	①心のバリアフリーイベントの実施回数	1回	1回	1回		1回		6年振りに開催した心のバリアフリーイベントの内容について、改善を見込むことができるポイントが見受けられたため、より効果的なイベント運営を目指していく。	A				直接	達成見込 事業を継続していくことで、共生社会に向けた理解促進を行う。	
			②イベント参加者アンケートの共生社会への理解が深まった人の割合	80%	97.4%	80%		80%									
			③障害者週間における啓発活動の実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所		3箇所									
2	アイボランティア入門講座・点字講習会	35	①アイボランティア入門講座開催回数	1回	1回	1回		1回		アイボランティア入門講座は清水区で1回、点字講習会は葵区・清水区でそれぞれ1回講座を実施した。	A				直接	達成見込 引き続き積極的に事業の周知を行い、受講生を募集する。関連する支援団体の活動の周知と、修了生による視覚障がいのある人への持続的な支援の啓発を行う。	
			②点字講習会開催回数	2会場各1回	2会場各1回	2会場各1回		2会場各1回									
3	手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業	36	①手話奉仕員養成講座開催会場数	2会場	2会場	2会場		2会場		手話奉仕員養成講座は葵区（昼の部）、清水区（夜の部）でそれぞれ実施し、要約筆記者養成講座は県との共同実施で行った。	A				直接	達成見込 今後もホームページ、広報紙などで奉仕員の活動をPRし、講座への参加を積極的に呼びかける。	
			②要約筆記者養成講座開催会場数	1会場	1会場	1会場		1会場									
4	初心者向け手話講習会	36	講座開催回数	1回	1回	1回		1回		小学4～6年生を対象に初歩的な手話教室を生涯学習センターと共催で開催した。	A				直接	達成見込 引き続き手話講習会を実施することで、聴覚障がいへの理解促進と交流を深める。	
5	成年後見制度利用支援事業	38	①市長申立件数（認知）	56件	44件	56件		56件	①～③市長申立て件数は合計で55件であり、前年（67件）と比較し減少した。 ④報酬助成については160件2390万円実施し、前年（140件2260万円）と比較し増加した。	A				直接	達成見込		
			②市長申立件数（知的）	8件	4件	9件		10件									
			③市長申立件数（精神）	8件	7件	9件		10件									
			④報酬助成の実施	実施	実施	実施		実施									
6	成年後見制度法人後見支援事業	38	①市民後見人養成研修の実施	第4期市民後見人養成研修（基礎編）の実施	第4期市民後見人養成研修（基礎編）の実施	第4期市民後見人養成研修（実務編）の実施		市民後見人候補者数等実績をもとに検討	①市民後見人養成研修を実施し、7名が受講、うち5名が合格し、令和7年度の実務編へと進んだ。 ②5名が新たに法人後見支援員となり、延べ14名となった。	A				定性	達成見込		
			②法人後見支援員となった市民後見人候補者の延べ人数	12人	14人	14人		16人									
7	手話通訳者設置事業	39	設置者数	4人	4人	4人		4人		各区福祉事務所障害者支援課および障害福祉企画課へ専任手話通訳者を配置し、庁内の通訳ニーズや専門的・継続的な通訳現場への対応を行った。	A				直接	達成見込 引き続き各区役所と静岡庁舎（障害福祉企画課）への配置を継続し、手話通訳者の活動環境の向上や事業実施に関する関係機関との情報共有を継続し、適切な人員配置について検討していく。	

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法			
					実績	見込	実績	見込								実績	
8	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	39	申請に対する派遣の割合	100%	100%	100%		100%		すべての申請に対し通訳者を派遣し、聴覚障がい者等の情報アクセシビリティを確保した。	A				直接	達成見込 今後も派遣依頼があったもの全てに派遣する。また、手話通訳者及び要約筆記者の活動環境の向上や事業実施に関する関係機関との情報共有を継続する。	
9	専門性の高い意思疎通支援事業	40	①手話通訳者養成・研修事業	全7会場	全7会場	全7会場		全7会場		4事業について、静岡県、浜松市と三者共同で実施し、専門性の高い技術を持つ支援者の養成、研修、派遣事業を実施した。	B				直接	達成見込 引き続き、静岡県、浜松市と三者で連携、情報を共有し、障がいのある人のニーズに対応できる支援者の養成に取り組む。	
②盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業（養成講座研修・現任研修）	各1会場	各1会場	各1会場		各1会場												
③盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業の申請に対する派遣の割合	90%	99.8%	90%		90%												
④失語症者向け意思疎通支援者養成・研修事業	1会場	1会場	1会場		1会場												
10	障害者虐待防止対策支援事業	41	①虐待防止センター数	11箇所	11箇所	11箇所		11箇所		虐待防止センター及び一時保護協定施設については、継続して委託・協定を行っている。法制度周知のため、GH等へ向けた研修を2回開催した。	A				直接	達成見込 今後も継続して各事業所との連携を行い、虐待発生時の円滑な対応を行うとともに、法制度周知により虐待の防止に取り組んでいく。	
②虐待一時保護協定施設数	5箇所	5箇所	5箇所		5箇所												
③法制度周知のための研修等の開催回数	2回	2回	2回		2回												
大分野2 地域生活支援																	
11	地域生活支援拠点等の機能拡充	43	①設置箇所数	20箇所	18箇所	30箇所		30箇所		令和6年度から、拠点等事業所登録制度を開始したことを踏まえ、地域生活支援拠点等登録事業所を増やすことで地域全体の体制を強化した。	A				直接	達成見込 今後も更なる体制整備を目指して拠点等事業所の登録を促進していくとともに、拠点等登録事業所の質の向上を図る。	
②コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人		2人												
③機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回		2回												
12	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	44	①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回		2回		部会及びワーキンググループにおいて、地域移行及び地域定着の推進に係る課題解決のための取組を協議し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。	A				直接	達成見込 地域生活・移行の推進に係る課題や手法など官民共同で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域生活・移行体制の構築に取り組んでいる。	
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16名	16名	16名		16名												
保健	0名	0名	0名		0名												
医療（精神科）	3名	4名	3名		3名												
医療（精神科以外）	1名	0名	1名		1名												
福祉	6名	6名	6名		6名												
介護	1名	1名	1名		1名												
当事者	1名	1名	1名		1名												
家族	0名	0名	0名		0名												
法律家	1名	1名	1名		1名												
教育機関	1名	1名	1名		1名												
行政機関	2名	2名	2名		2名												
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回		2回												
13	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成	46	①相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数	1名	5名	1名		1名		静岡県が実施する研修について、市内で確実に共有することで、対象となる市職員の受講につなげている。	S				直接	達成見込 市職員の異動があるため、研修が受講可能な環境を継続して整え、専門知識を持つ市職員を増やしていく。	
②障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数	9名	14名	9名		9名												

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
					実績	見込	実績	見込								実績
14	障害福祉サービス事業所等指導監査等実施事業	46	①県・2政令市による情報共有実施回数/年	2回	2回	2回		2回		各自自治体の指定状況や指導監査結果等について情報共有をした。	A				直接	達成見込
			②県・2政令市による障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数/年	2回	1回	2回		2回								
15	障害者相談支援事業	48	①基幹相談支援センターの設置有無	設置	設置	設置		設置		個別事例の支援内容の検討を重ねることで課題の抽出を行い、協議会等で解決に向けた取組を検討している。	B				直接	達成見込 相談支援業務内容を精査し、地域の相談支援体制及び地域づくりの強化のために、令和7年度からの委託仕様書を見直し、委託相談の一部を基幹化する。
			②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	140件	115件	150件		160件								
			③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	30件	32件	32件		34件								
			④地域の相談支援機関との連携強化の取組実施回数	65回	43回	69回		69回								
			⑤個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回		3回								
			⑥主任相談支援専門員の配置数	1名	1名	1名		1名								
			⑦自立支援協議会における事例検討実施回数	15回	15回	15回		15回								
			⑧自立支援協議会への参加機関数	32機関	65機関	32機関		32機関								
			⑨専門部会の設置数	6名	6名	6名		6名								
			⑩専門部会の実施回数	12回	12回	12回		12回								
16	計画相談支援	49	①利用者数	5,673人	6,250人	5,954人		6,235人		障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、既存の相談支援専門員の負担軽減や減少阻止対応策について検討し、質の向上に取り組んだ。	S				直接	達成見込 ・引き続き障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議する。 ・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続する。
			②事業所数	50箇所	59箇所	53箇所		56箇所								
17	障害児相談支援	49	①利用者数	3,975人	3,832人	4,433人		4,891人		障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、既存の相談支援専門員の負担軽減や減少阻止対応策について検討し、質の向上に取り組んだ。	A				直接	達成見込 ・引き続き障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議する。 ・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続する。
			②事業所数	40箇所	48箇所	42箇所		44箇所								
18	発達障害者支援地域協議会の運営	50	開催回数	2回	2回	2回		2回		目標のとおり、年2回協議会を開催し、医療・教育・福祉の連携について協議を実施したため。 協議会においては、特別支援教育センター、発達障害者支援センター「きらり」などと協働しながら、教育と福祉の連携や保育所等訪問支援の課題について検討した。	A				直接	達成見込 継続して、静岡市発達障害者支援センターの運営等静岡市の発達障がいに関する施策や支援体制の整備について、協議を行う。

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
				実績	見込	実績	見込	実績								見込
19	発達障害者支援センターの運営	50	①相談件数(延べ)	2,919件	1,853件	2,919件		2,919件	7つの活動指標のうち、3つの目標値を達成。残りの4つの活動指標については、国の実績報告の計上方法の変更等によるものであり、相談、コンサルテーション等はニーズに対応し実施(指標設定時の計上方法では①相談件数2,851件)。講座等の開催については、動画配信を取り入れるなどより幅広い層へのアプローチを行っている。	A				直接	達成見込 令和8年度に関係機関へのコンサルテーションの充実や地域の相談機関との連携強化などを盛り込んだ国の発達障害者支援センター運営事業実施要綱の改正が行われる見込み。国の実績報告の計上方法の変更も要綱改正を見据えたものである。これに合わせたセンターの運営が求められる。	
			②関係機関コンサルテーション(助言)件数	245件	140件	245件		245件								
			③市民及び外部機関向け講座等開催回数	157件	150件	157件		157件								
			④ペアレントトレーニングの受講者数	48名	26名	48名		48名								
			⑤ペアレントプログラムの受講者数	70名	105名	70名		70名								
			⑥ペアレントメンターの人数	96名	127名	99名		102名								
			⑦ピアサポートの活動への参加人数	58名	115名	58名		58名								
20	施設入所支援	54	①利用者数	527人	548人	520人		513人	入所施設連絡会を開催し、事業所同士の横のつながりの創出や課題把握を行った。また、地域移行支援部会ワーキンググループにて勉強会を実施し、地域移行に関する意識を高めた。	A				直接	達成見込 今後も連絡会等を通じた課題把握と、地域生活・移行支援部会及び当部会ワーキンググループの活動を通して地域移行の促進に取り組んでいく。	
			②事業所数	8箇所	8箇所	8箇所		8箇所								
			③定員数	501人	491人	501人		501人								
21	地域移行支援	54	①利用者数	1名	1名	1名		1名	地域移行支援部会にて、勉強会を実施するなど、支援者の意識を高めた。	A				直接	達成見込 引き続き、サービスの実態を把握しながら、必要に応じて「地域生活・移行支援部会」において必要な取組を検討していく。	
			②うち精神障がい者の数	1名	1名	1名		1名								
			③事業所数	8箇所	8箇所	8箇所		8箇所								
22	地域定着支援	55	①利用者数	5名	6名	5名		5名	地域移行支援部会にて、勉強会を実施するなど、支援者の意識を高めた。	A				直接	達成見込 引き続き、サービスの実態を把握しながら、必要に応じて「地域生活・移行支援部会」において必要な取組を検討していく。	
			②うち精神障がい者の数	1名	2名	1名		1名								
			③事業所数	8箇所	8箇所	8箇所		8箇所								
23	自立生活援助	55	①利用者数	2名	4名	2名		2名	サービスの提供体制確保ができていない。	S				直接	達成見込	
			②うち精神障がい者の数	1名	1名	1名		1名								
			③事業所数	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所								
24	居宅介護	57	①利用者数	1,098人	1,017人	1,123人		1,148人	サービスの提供体制確保ができていない。	A				直接	達成見込	
			②累計利用時間数/月	16,135時間	17,365時間	15,681時間		15,227時間								
25	重度訪問介護	57	①利用者数	68人	62人	70人		72人	サービスの提供体制確保ができていない。	A				直接	達成見込	
			②累計利用時間数/月	17,201時間	15,956時間	17,980時間		18,759時間								
26	生活介護	58	①利用者数	1,802人	1,534人	1,891人		1,980人	事業所の受け入れ体制強化のため、強度行動障がい者支援施設等サポート事業に関して市内事業所に周知、共有した。	B				直接	達成見込 今後も引き続き、受け入れ体制強化に向け、関係する事業等を積極的に周知、共有していく。	
			②うち重度障害者支援加算Ⅰ	204人	181人	214人		224人								
			③うち重度障害者支援加算Ⅱ	290人	74人	305人		319人								
			④累計利用日数/月	31,245日	28,761日	31,623日		32,001日								
			⑤事業所数	70箇所	76箇所	72箇所		74箇所								
27	自立訓練(機能訓練)	58	①利用者数	48人	29人	55人		62人	指定管理施設(静岡市中心身障者ケアセンター)において、サービスの提供を行った。	C				直接	未達成の見込 サービスのニーズを精査し、適切な提供体制の整備を進める必要がある。	
			②累計利用日数/月	541日	263日	625日		709日								
			③事業所数	2箇所	1箇所	2箇所		2箇所								

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
					実績	見込	実績	見込								実績
28	自立訓練（生活訓練）	59	①利用者数	72人	62人	83人		94人	サービスの提供体制確保ができています。	B				直接	達成見込 提供体制は整備されているため、当該サービスの利用が見込まれる者に対して適切に周知をしていく必要がある。	
			②うち精神障がい者の数	36人	28人	41人		47人								
			③累計利用日数/月	931日	908日	1,096日		1,261日								
			④事業所数	3箇所	9箇所	3箇所		3箇所								
29	短期入所（福祉型）	59	①利用者数	274人	325人	293人		312人	相談支援事業所にも短期入所連絡会の参加を促すことで両事業所の交流を図り、円滑にサービスを利用するための体制づくりを進めた。	S				直接	達成見込 緊急時に円滑な受入が可能となるよう、地域生活支援拠点等コーディネーターと協力して利用者に対する平時からの利用を促進するとともに、事業所に対する拠点等事業所への登録促進を行い体制の充実を図る。	
			②うち重度障害者支援加算	24人	40人	26人		28人								
			③累計利用日数/月	1,335日	1,908日	1,384日		1,433日								
			④事業所数	60箇所	64箇所	71箇所		82箇所								
30	短期入所（医療型）	60	①利用者数	31人	39人	27人		23人	短期入所連絡会に医療的ケア児等コーディネーターも参加することで、コーディネーターと事業所の意見交換を行い、現状と課題の共有等を行った。	B				直接	達成見込 医療的ケア児等コーディネーターと地域生活支援拠点等コーディネーターが協力し、更なる受入体制充実のための取組を検討していく。	
			②うち重度障害者支援加算	15人	6人	13人		11人								
			③累計利用日数/月	131日	138日	118日		105日								
31	訪問入浴サービス	60	登録利用者数	66人	92人	67人		68人	身体障がい者（児）の自宅を訪問し、自宅にて洗体、洗髪、清拭等を行う入浴サービスを実施した。	S				直接	達成見込 引き続き、サービスを提供していく。	
32	障害支援区分認定等事務	60	①対象者数	1,664人	1,852人	1,517人		1,092人	障害支援区分を必要とする対象者が遺漏なく適切に審査を受けることが出来ている。	A				定性	達成見込	
			②開催回数	56回	56回	48回		36回								
33	視覚障がい者（児）の理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	61	①支援者向け研修開催	1回	1回	1回		1回	視覚障がい者支援者向け研修及び視覚障がい者への歩行訓練事業を実施した。	A				直接	達成見込	
			②視覚障がいリハビリテーション事業満足度	80%	80%	80%		80%								
34	日常生活用具助成事業	62	利用件数	9,113件	17,316件	9,113件		9,113件	適切に認定及び給付を実施した。また、令和7年度からの助成要件等の見直しを行った。	A				定性	達成見込	
35	発達障害者家族支援体制整備事業	64	①ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数	6回	6回	6回		6回	ペアレントメンター等の養成や訪問支援については、基準を上回り実施している。訪問支援などを通じて、支援体制の強化を進める。	A				直接	達成見込 継続して事業を進めることで、地域の支援体制の強化を図る。	
			②学校・事業所等訪問支援箇所数	25箇所	30箇所	25箇所		25箇所								
36	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	64	開催回数	10回	14回	10回		10回	看護、福祉の学生を中心に、学校等で出前講座を実施。目標値を上回る講座回数を達成した。	A				直接	達成見込 引き続き本講座を実施し、重症心身障がいへの理解促進と、支援者養成を推進する。	
37	強度行動障がい者支援施設等サポート事業	65	①通所施設派遣回数	24回	25回	24回		24回	入所及び通所施設における人材を育成するため、事例検証会等で事業内容や成果を市内事業所に周知、共有した。	A				直接	達成見込 強度行動障がい者支援プロジェクトの活動を開始。支援ニーズの把握と人材育成に焦点をあて、当事業の見直しも視野に検討している。	
			②入所施設派遣回数	6回	6回	6回		6回								

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法			
				実績	見込	実績	見込	実績								見込	
大分野3 医療・保健																	
38	かかりつけ医等発達障害対応力研修講座	70	開催回数	2回	1回	2回		2回		発達障がいとゲーム依存をテーマに動画配信での研修を行うことで、様々な職種の支援者の参加を促した。	A				直接	達成見込 今度も継続して実施する。	
39	療養介護	70	①利用者数	121人	117人	124人		127人		サービスの提供体制確保ができています。	A				直接	達成見込	
			②事業所数	3箇所	3箇所	3箇所		3箇所									
			③定員数	280人	277人	280人		280人									
大分野4 生活環境																	
40	共同生活援助	75	①利用者数	1,123人	1,054人	1,297人		1,471人		利用者数については、見込を達成していないが、それ以外の指標はすべて見込を達成している。	A				直接	達成見込	
			②うち精神障がい者の数	360人	379人	416人		472人									
			③うち重度障害者支援加算Ⅰ	1人	11人	2人		2人									
			④うち重度障害者支援加算Ⅱ	12人	31人	13人		15人									
			⑤事業所数	56箇所	58箇所	61箇所		66箇所									
			⑥定員数	708人	745人	770人		832人									
41	共同生活援助 (日中サービス支援型)	75	①利用者数	343人	437人	447人		551人		活動指標に対し、すべての指標で見込を達成している。	S				直接	達成見込	
			②うち精神障がい者の数	102人	154人	134人		165人									
			③うち重度障害者支援加算Ⅰ	1人	9人	2人		2人									
			④うち重度障害者支援加算Ⅱ	4人	10人	6人		7人									
			⑤事業所数	29箇所	32箇所	37箇所		45箇所									
			⑥定員数	441人	557人	558人		675人									
42	福祉ホーム運営補助	76	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所		3箇所		必要な方が福祉ホームを利用できるよう、施設と協力して周知を行った。	A				直接	達成見込 今後も必要な方が事業所を利用できるように、施設と協力しながら引き続き周知を行っていく。	
43	同行援護	77	①利用者数	155人	159人	156人		157人		サービスの提供体制確保ができています。	A				直接	達成見込	
			②累計利用時間数/月	2,981時間	2,659時間	3,213時間		3,445時間									
44	行動援護	77	①利用者数	9人	5人	10人		11人		利用希望者に対してサービスが提供された。	C				直接	未達成の見込 見込値と実績値にギャップが見られるため、サービスのニーズについて精査していく必要がある。	
			②累計利用時間数/月	261時間	181時間	291時間		321時間									
45	移動支援事業	77	①利用者数	583人	689人	609人		636人		・ヘルパー不足に対応するため、移動支援事業従事者養成研修を開催した。 (障害福祉企画課) ・移動支援事業の適正な利用方法について窓口を通して周知した。 (障害者支援推進課)	A				定性	達成見込	
			②累計利用時間数/月	5,329時間	6,037時間	5,436時間		5,548時間									
46	重度障害者大学等就学支援費支給事業	78	利用者数	1人	1人	1人		1人		重度障がい者1人に対して大学修学に必要な身体介護等を提供した。	A				直接	達成見込 ※令和7年度は希望者なし。	
47	自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業	78	助成件数	8件	9件	8件		8件		補助金支払事務を確実に執行し、適正な助成を実施した。	A				定性	達成見込	
大分野5 安全・安心																	

No.	事業名称	頁数	活動指標					令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			指標名	令和6年度		令和7年度			令和8年度		R6	R7	R8		総合	方法
				実績	見込	実績	見込		実績	見込						
大分野6 子ども																
48	児童発達支援	88	①利用者数	1,317人	1,278人	1,499人		1,681人		市内事業所数は指標を上回っているが、利用に関する指標は下回っている。	A				直接	達成見込 市内事業所数は一定数確保されているが、地域の偏りや多機能事業所数の増加により、利用者数等が抑えられている。未就学児期の支援の課題は、自立支援協議会で検討し、取組を行っていく。
			②累計利用日数/月	12,490日	11,472日	14,009日		15,528日								
			③事業所数	80箇所	88箇所	91箇所		102箇所								
49	放課後等デイサービス	88	①利用者数	2,713人	2,900人	2,957人		3,201人		指標を上回る伸びで、サービス提供がなされている。	S				直接	達成見込
			②累計利用日数/月	36,482日	38,277日	43,822日		47,492日								
			③事業所数	193箇所	195箇所	213箇所		233箇所								
50	保育所等訪問支援	89	①利用者数	75人	347人	88人		101人		指標を大きく上回る伸びで、サービス提供がなされている。	S				直接	達成見込 急激なサービス提供の拡大により、支援の質や連携の課題などが出てきている。そのため、自立支援協議会で検討し、取組を行っていく。
			②累計利用日数/月	452日	553日	555日		658日								
			③事業所数	27箇所	38箇所	34箇所		41箇所								
51	居宅訪問型児童発達支援	89	①利用者数	2人	1人	2人		2人		①、②の目標値は下回っているが、必要とする利用者に対して、サービスを提供することができている。	A				直接	達成見込 市内の事業所数は確保されていることから、本サービスを必要とすることも利用できるよう関係機関の連携を強化する。
			②累計利用日数/月	4日	1日	4日		4日								
			③事業所数	2箇所	3箇所	2箇所		2箇所								
52	福祉型障害児入所支援	89	①利用者数	15人	1人	15人		15人		入所の方法としては、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第1項第3号または第2項による入所（措置入所）があり、①の利用者数の指標では、契約入所のこどもの数を計上している。 保護者ニーズの適切な把握と関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のない支援により、入所支援を必要とするこどもにサービス提供を行っている。	B				直接	達成見込 ①利用者数については、指標には届かないものの、契約入所児については、必要とすることも入所できている。 しかし、強度行動障がいなどの困難な課題を持つこどもを受け入れ可能な市内の施設が不足しており、市外および県外の施設に受け入れを依頼することがある。
			②事業所数	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所								
			③定員数	20人	20人	20人		20人								

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
					実績	見込	実績	見込								実績
53	医療型障害児入所支援	90	①利用者数	23人	12人	23人		23人	入所の方法としては、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第1項第3号または第2項による入所（措置入所）があり、本指標では、①の利用者数の指標では、契約入所のこどもの数を計上している。保護者ニーズの適切な把握と関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のない支援により、入所支援を必要とするこどもにもサービス提供を行っている。	B				直接	達成見込 ①利用者数については、指標には届かないものの、契約入所については、必要とするこどもが入所でできている。 ただし、身体障がいのない医療的ケア児や医療的ケアと知的障がいなどの重複障がい児の受け入れ施設が限られており、調整困難となることがある。	
			②事業所数	3箇所	3箇所	3箇所		3箇所								
			③定員数	280人	277人	280人		280人								
54	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	95	①国が定める医療的ケア児等コーディネーター配置人数（要医療児者支援体制加算対象者）	24人	21人	24人		25人	医療的ケア児等コーディネーターを2人工配置し、個別相談業務に対応するとともに、地域の支援者への引継ぎなどを実施した。	A				直接	達成見込 医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを受けつつ、本人に合った地域生活を送る児童が増加していることから、今後も一人ひとりの必要とするケアや状態に合わせ、医療的ケア児等とその保護者の相談支援を実施するとともに、関係機関への支援を継続していく。	
			②市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーター配置数	3人	3人	2人		2人								
55	医療的ケア児等支援協議会	96	協議会の設置	設置	設置		設置	年間4回開催し、医療的ケア児等及び重症心身障がい児者への支援について協議を実施した。	A					定性	達成見込 今度も継続し、医療的ケア児等とその家族が地域で安心して生活できる支援体制を維持する。	
大分野7 雇用・就労																
56	就労選択支援	101	①利用者数	0人	0人	180人		180人	令和7年10月施行予定	—				直接	達成に向け、事業所の指定等を行っていく。	
			②事業所数	0箇所	0箇所	3箇所		5箇所								
57	就労移行支援	101	①利用者数	147人	214人	132人		117人	支援が必要な方に対し、必要な供給量を確認し、サービスを提供した。	A				直接	達成見込	
			②累計利用日数/月	2,279日	3,554日	1,905日		1,531日								
			③事業所数	12箇所	12箇所	12箇所		12箇所								
58	就労定着支援	102	①利用者数	127人	114人	138人		149人	支援が必要な方に対し、必要な供給量を確認し、サービスを提供した。	A				直接	達成見込	
			②事業所数	8箇所	12箇所	8箇所		8箇所								
59	重度障がい者等就労支援特別事業	102	①重度訪問介護に相当する支援の利用者数	3人	2人	4人		5人	重度訪問介護に相当する支援の利用者数2人、同行援護に相当する支援の利用者数1人に対し、支援を行った。	C				直接	未達成の見込 事業の利用者が見込みより少なかったため。	
			②同行援護に相当する支援の利用者数	5人	1人	6人		7人								
			③行動援護に相当する支援の利用者数	0人	0人	1人		1人								
60	就労継続支援 A 型	106	①利用者数	675人	810人	726人		777人	支援が必要な方に対し、必要な供給量を確認し、サービスを提供した。	A				直接	達成見込	
			②累計利用日数/月	13,868日	11,526日	14,873日		15,878日								
			③事業所数	37箇所	35箇所	39箇所		41箇所								

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
				実績	見込	実績	見込	実績								見込
61	就労継続支援B型	106	①利用者数	2,206人	2,374人	2,372人		2,538人	支援が必要な方に対し、必要な供給量を確認し、サービスを提供した。	A				直接	達成見込	
			②累計利用日数/月	40,235日	41,232日	42,762日		45,289日								
			③事業所数	126箇所	140箇所	136箇所		146箇所								
62	盲人ホーム運営補助	107	①利用者数	4人	4人	4人		4人	1箇所ですべて4名の利用者に対して事業を行った。盲人ホームのあり方等について、関係機関との意見交換を実施した。	A				直接	達成見込 今後も、盲人ホーム利用者の安定した確保のため、施設の周知方法について随時検討を行い、積極的に広報活動を行っていく。	
			②実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所								
大分野8 文化活動・市民生活																
63	スポーツ教室開催事業	111	①開催回数	15回	15回	15回		15回	スポーツ教室を実施し、障がいのある方の自立と社会参加を促進した。また、障がいのある方とない方の交流を通じて障がいのある方に対する理解を促進した。	S				直接	達成見込 今後も継続して教室の運営を行い、障がいのある方の社会参加の促進と、障がいのある方とない方の相互理解の促進に努める。	
			②参加者数	245人	388人	250人		255人								
			③利用者アンケートにおける今後もスポーツを続けたい人の割合	80%	88%	80%		80%								
64	スポーツ大会開催事業	111	①開催回数	1回	1回	1回		1回	障がいの有無を問わず参加できる大会を開催することで、交流の機会を創出し障がいのある方に対する理解促進を促した。	S				直接	達成見込 今後も継続して大会の運営を行うとともに、アンケート結果を参考に共催団体とともに参加者の期待に沿えるようなより良いプログラムを検討する。	
			②利用者アンケートにおける参加者満足度	80%	93%	80%		80%								
65	障害者スポーツフェスティバル事業	112	①開催回数	1回	1回	1回		1回	障がいの有無を問わず参加できる大会を開催することで、交流の機会を創出し障がいのある方に対する理解促進を促した。	B				直接	達成見込 今後も継続して大会の運営を行うとともに、更なる参加者の獲得に向けて開催時間や開催場所の検討を実行委員会行っていく。	
			②利用者アンケートにおける参加者満足度	80%	66%	80%		80%								
66	精神障害者スポーツ交流強化事業	112	①開催回数	5回	—	5回		5回	コロナ禍以降、従前の受託先の運営状況が厳しくなっており、かつ精神障がい精通している受託先が多いため、開催が難しい状況が続いている。	—				直接	未達成の見込 受託先の検討も含め、社会参加の支援ができるよう体制整備を行っていく。	
			②参加者数	350人	—	350人		350人								
67	日中一時支援事業	112	①利用者数	128人	124人	128人		128人	日中一時支援の適正な利用について窓口を通して周知した。	A				定性	達成見込	
			②事業所数	37箇所	38箇所	39箇所		41箇所								
68	地域活動支援センター	114	①実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所		5箇所	地域との連携を深め、利用者や関係者からの相談に包括的に応じるよう、施設に周知等を行った。	A				直接	達成見込 今後も引き続き、施設と協力して関係機関との連携を深めるとともに、プログラムの見直しや改善を行う。	
			②実利用者数	369人	326人	369人		369人								

No.	事業名称	頁数	活動指標						令和6年度末の取組状況	評価					令和8年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			指標名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8	総合	方法		
				実績	見込	実績	見込	実績								見込
69	点字・声の広報等の発行	117	発行種類	8種類	8種類	8種類	8種類	8種類	8種類	・令和6年度は議会だより（点字版・音声版）年4回次の発行物を発行した。（調査法制課） ・広報しずおか音声版・点字版（全文版・縮訳版）の3種類を各12回発行した。広報しずおかに音声版・点字版広報紙の利用を呼びかける記事を掲載した。（広報課） ・音訳により障がいがある人にごみの出し方や分別に関する必要な知識を提供することができた。（収集業務課） ・障がい者（児）福祉のしよりの点字版・音声版を発行し、障がいに関する手続きを行ったり、生活に必要な情報を提供したりする窓口等の周知を行うことができた。（障害福祉企画課）	A				直接	達成見込 ・令和8年度は議会だより（点字版・音声版）年4回を発行予定。（調査法制課） ・継続して3種類発行予定。（広報課） ・今後紙媒体のガイドブックと同様に3種類に分けて発行するかどうか検討する必要があります。（収集業務課） ・継続して福祉のしおり点字版・音声版を希望者に対して発行予定。

市の事業評価様式

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度	令和5年度		令和6年度		R6	方法		
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額					決算額
大分野1 権利擁護・理解促進																
1	地域における障がいの理解促進事業	33	市政出前講座等の開催による普及活動の促進	R5	12回	6回	8回	6回	-	-	-	-	申込に応じて講座を実施し、障がいに関する理解促進につなげた。	S	直接	達成見込
2	障がいの理解促進に関する普及啓発事業	33	①摂食障害家族教室	R5	3回	3回	3回	3回	175	24	95	59	計画どおり、家族会3回及び研修会(共催)1回を実施した。	A	直接	達成見込
		②支援者向け研修会	R5	1回	1回	1回	1回									
3	高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	34	①研修の開催による普及活動の促進	R5	1回	1回	1回	1回	4,929	2,995	3,790	3,050	関係者による情報交換会を1回開催。予約制による相談会を2回実施している。	A	直接	達成見込
		②高次脳機能障害情報交換会等によるネットワーク活動	R5	1回	1回	1回	1回									
		③高次脳機能障害相談会の開催	R5	2回	2回	2回	2回									
4	学校教育における支え合いの意識づくりの推進事業	34	適切な補助金の交付 (市社協：教員向けの会議等の実施)	R5	交付	交付	交付	交付	143,450の一部	101,855	140,549の一部	78,522	市社協と各学校が連携し、学校における福祉教育が推進されるよう、市社協に対し補助金を交付した。	A	定性	達成見込
			R5	実施	実施	実施	実施									
5	学校におけるボランティア活動の実施	34	①アンケートで「人の役に立つ人間になりたい」と回答する小学生の割合	R5	96.2%	96.2%	96.1%	97.4%	-	-	-	-	①教職員を対象に開催する道徳教育担当者会で、ボランティア精神等について研修する機会を年2回実施した。 ②各小中学校・高等学校において、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、ボランティア推進の授業を行った。	A	直接	達成見込 全ての学校でボランティア推進の授業及びボランティア活動に取り組んでいる。これらを通して、「人の役に立つ人間になりたい」と回答する割合を100%に近づけていく。
		②アンケートで「人の役に立つ人間になりたい」と回答する中学生の割合	R5	95.0%	95.0%	95.9%	96.0%									
		③アンケートで「人の役に立つ人間になりたい」と回答する高校生の割合	R5	86.0%	85.2%	96.4%	86.2%									
6	こころのバリアフリープロモーター育成講座	35	①講座の実施による精神疾患や障がいを理解する機会の提供	R5	5回	5回	5回	5回	138	162	168	93	計画どおり講座を5回実施し、9名が修了した。	A	直接	達成見込 本講座は令和7年度以降開催の予定はないが、別講座により事業目標を達成する見込。
		②受講者の理解度(アンケートで「理解できた」と答えた方の割合)	R5	100%	90%	95%	90%									
7	パラバドミントンを通じた共生社会教育推進事業	35	体験教室実施校数	R5	5校	5校	5校	5校	640	627	611	543	計画どおり事業を実施した。	A	直接	達成見込
8	市民活動センターの運営	36	市民活動センターにおける新規登録団体数	R5	36団体	33団体	51団体	33団体	61,474	61,474	62,585	62,585	番町及び清水市民活動センターにおいて、研修会・講座の開催、窓口相談の実施、市民活動拠点の提供などを行った。	S	直接	達成見込
9	ボランティア活動を通じた共生社会教育推進事業	37	適切な補助金の交付 (市社協：満足度)	R5	交付	交付	交付	交付	143,450の一部	101,855	140,549の一部	78,522	ボランティアの普及啓発を目的にボランティア団体等と連携し、市民に向けた啓発事業を行う市社協に対し補助金を交付した。	A	定性	達成見込
			R5	85.0%	70%以上	70%以上	70%以上									
10	障害者差別解消法に基づく相談事業	37	①相談受付後の翌営業日までの着手率	-	-	100%	100%	100%	-	-	-	-	障がいを理由とする差別に関する相談に対し、民間事業者・関係機関へ「合理的配慮の提供の義務化」について説明を行い理解を推進した。	B	直接	達成見込 ※具体的な効果検証については、令和7年度に調査を実施予定。
		②障害者差別解消法を知っている人の割合	R4	20.5%	30%	-	40%									
11	静岡県障害者差別解消支援地域協議会	37	適正な運営	R5	運営	適正な運営	適正な運営	適正な運営	-	-	-	-	障害者施策推進協議会で障害者差別解消法に基づく相談事例の報告を行った。	A	定性	達成見込

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度	令和12年度	令和5年度		令和6年度						
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額		決算額			
12	市民後見人養成研修事業	40	①市民後見人養成研修の実施又は市民後見人候補者の延べ人数 ②家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数	R5 R5	実施済み。候補者の延べ人数は28人 9人	市民後見人養成研修(基礎編)の実施 10人	市民後見人養成研修(基礎編)実施済。候補者の延べ人数は28人 10人	実績をもとに検討 実績をもとに検討	23,034の一部 23,010の一部	21,780の一部 21,760の一部	・第4期市民後見人養成研修(基礎編)を11日にわたり実施し、7名が受講。 ・市民後見人活動支援のため、フォローアップ研修・ブラッシュアップ研修を実施。 ・受任調整会議を、12回開催	A	定性	達成見込		
13	日常生活自立支援事業	41	利用待機者数	-	-	35人	36人	24人	82,762	82,762	82,762	82,762	・要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会へ適切に補助金を交付。 ・契約締結審査会を年3回実施。 ・関係機関連絡会議を1回実施。 ・生活支援員研修を年1回実施。	A	直接	達成見込
大分野2 地域生活支援																
14	重層的支援体制整備事業	47	全市域的な事業実施	-	-	実施	実施	実施	-	-	39,277	35,812	①庁内連携会議や研修会等を開催した(6回) ②重層的支援会議等を開催し、個別支援事例の検討を実施した(会議回数27回) ③個別支援事例への継続的支援を実施した(個別事例12件に対して814回の支援を実施)(委託事業)	A	定性	達成見込 包括的な支援体制整備に向け、事業を実施している。
15	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動	51	相談・支援件数(障がいのある人に関すること)	R5	899件	1100件	785件	1100件	135,299	130,344	135,299	130,278	数値は目標値を下回るが、見守りが必要な方への訪問活動及び相談支援が行き渡らなかったとは必ずしも言えない。 しかしながら、充足率が低下していくと、民生委員不在地区が増えるため、必要な方に見守りが及ばなくなる可能性が生じてくる。 引き続き、民生委員活動負担減の取組等を実施し、委員充足率の維持・向上に取り組む。	B	直接	達成見込
16	うつ病・ストレス対策事業	51	平日週5日実施(13時~16時)	R5	実施	実施	実施	実施	2,603	2,487	2,515	2,481	定例会を2回実施し、相談員同士対応困難ケースの情報共有を行うとともに、対応方法について検討し、相談員の資質向上を図った。	A	定性	達成見込
17	障害者相談員設置事業(身体・知的)	51	相談対応率(関係機関への紹介を含む)	R5	100%	100%	100%	100%	1,607	1,437	1,433	1,282	障害者相談員に対し、研修会を実施し、地域における個別相談の重要性を示し、相談対応の向上を呼びかけた。	A	直接	達成見込 継続して障害者相談員研修会を実施し、相談対応率100%を維持していく。

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	実績	目標	実績		目標	実績			
18	精神障害者家族等相談員相談事業	51	家族会の家族相談員による相談事業の実施	R5	88件	200件	97件	200件	126	126	126	126	当事者団体に補助金を交付し、精神障害者家族等相談員相談事業を実施。昨年度より相談者が増加しており、相談者に対しては100%実施している。	B	直接	達成見込	
19	精神保健福祉相談事業	52	精神科医師による定例相談の実施	R5	29件	各区にて毎月1回実施	36件	各区にて毎月1回実施	818	448	818	564	各区における相談予約者について100%実施した。 ・相談者に対し、精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整、当事者やその家族の医療相談を実施。 ・「精神保健福祉のしおり」や広報での周知に加え、ちらしを関係機関に配布することでさらなる周知を図った。	B	直接	達成見込	
20	難病患者地域支援対策事業	52	難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業の開催回数	R5	3回	3回	3回	3回	242	154	252	110	3回の委員会を開催し、個別の支援計画の策定、評価を実施した。	A	直接	達成見込	
21	依存症対策事業	53	①依存症関連問題研修会の開催回数	R5	1回	1回	1回	1回	1,795	1,721	1,836	1,824	①②依存症関連問題研修会は206名が受講、スキルアップセミナーは36名が受講し、両研修とも受講者アンケートにおける満足度、役立ち度、理解度ともに95%以上。 ③計画どおり教室を6回開催し、延78名が受講。受講者アンケートにおける満足度、役立ち度、理解度ともに95%以上。 ④計画通り24回実施し、プログラム修了者7名における改善者の割合は100%。 ⑤計画通り1回実施し、32名が受講。受講者アンケートにおける役立ち度、満足度ともに95%以上。 ⑥計画通り実施し、アンケートによる役立ち度、満足度ともに100%。 ⑦令和4年度に2か所設置済み。	A	定性	達成見込	
②依存症関連問題等スキルアップセミナーの開催回数	R5	1回	1回	1回	1回												
③家族のための依存症教室の開催回数	R5	全6回	全6回	全6回	全6回												
④ギャンブル依存回復プログラムにおける集団療法実施回数	-	-	年24回	年24回	年24回												
⑤かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の開催回数	R5	1回	1回	1回	1回												
⑥依存症専門相談の実施	-	-	月・木・金の午前中実施	月・木・金の午前中実施	月・木・金の午前中実施												
⑦依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置箇所数	R5	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所												
22	退院後支援事業	55	①地域連携協議会の開催	R5	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	634	274	634	358	①精神科病院、警察、行政機関、障がい福祉の事業所等の代表者による地域連携協議会で体制整備に係る協議を実施している。 ②措置入院後、退院後支援計画作成同意者はすべて計画が作成されている。	A	直接	達成見込	
②退院後支援計画の作成	R5	100%	100%	100%	100%												

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額		決算額				
23	精神障がい者地域移行支援事業	56	①地域移行支援部会の開催	R5	2回	2回	2回	2回	416	266	306	180	部会及びワーキンググループにて、地域移行及び地域定着の推進に係る課題解決のための取組を協議し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。	A	直接	達成見込 地域生活・移行の推進に係る課題や手法など官民共同で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域生活・移行体制の構築に取り組んでいる。	
			②地域移行支援部会ワーキンググループの開催	R5	県と共催	12回	12回	12回									
24	精神科入院者訪問支援事業	56	①推進会議の開催	-	-	1回	2回	1回	-	-	451	108	①静岡県、浜松市と合同で協議会を実施し、事業の進め方について検討を行っている。 ②精神科病院、入院者訪問支援員、行政機関で、実務における課題について検討を行っている。	A	直接	達成見込	
			②実務者会議の開催	-	-	1回	1回	1回									
25	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	56	委託事業者数	R5	1事業者	2事業者	3事業者	2事業者	1,544	201	1,490	251	市ホームページで本事業の周知に取組み、委託事業者数の増加につなげた。	S	直接	達成見込	
26	再犯防止相談支援事業	57	実施	R5	実施	実施	実施	実施	1,572	1,408	1,814	1,465	付添い支援・伴走型支援事業・市民向け講座を実施。	A	定性	達成見込	
27	ライフサポート事業	61	補助金交付事業所数	R5	4事業所	5事業所維持	4事業所	5事業所維持	1,167	319	1,085	291	事業所に対し適正に補助金を執行した。	A	定性	達成見込	
28	補装具の適切かつ継続的な使用に向けた支援	61	完成補装具の画像による確認の実施	R5	実施	実施	実施	実施	4,929	2,995	3,790	3,050	完成補装具の画像確認を実施した。	A	定性	達成見込	
29	ふれあい収集の実施	62	ふれあい収集の実施件数(障がいのある人以外の高齢者を含む)	R5	1619件	1100件	1879件	1100件	-	-	-	-	出前講座や廃棄物減量等推進員勉強会などで、ふれあい収集制度の周知を行った。	S	直接	達成見込	
30	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	62	①ヘルプマークを知っている人の割合(障がいのある人)	R4	42.9%	55%	-	60%	-	-	-	-	①各区役所障害者支援課窓口等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配付を行った。 ②ホームページ等を活用し、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知、心のバリアフリーイベントでの啓発活動を行った。	B	直接	達成見込 ※具体的な効果検証については、令和7年度に調査を実施予定。	
			②ヘルプマークを知っている人の割合(障がいのない人)	R4	43.2%	55%	-	60%									
31	各種手当の給付	63	実施	R5	実施	実施	実施	実施	420,154	409,520	434,626	426,070	適切に認定及び給付を実施した。	A	定性	達成見込 引き続き適切な認定と給付を実施する。	
32	心身障害者扶養共済制度	63	実施	R5	実施	実施	実施	実施	122,924	118,250	125,305	122,231	受給者に対して滞りなく年金を支給した。	A	定性	達成見込 引き続き、納付が困難な加入者に対して、掛金の減免制度の案内や脱退一時金の支給等について説明を行い、制度の継続利用を促す。	
33	補装具費助成事業	63	適正な補装具費の助成を実施	R5	実施	実施	実施	実施	112,548	111,569	102,944	102,930	完成した補装具の画像確認を継続実施し、滞りなく給付を実施した。 2月補正予算を計上し、適正に給付を実施した。	A	定性	達成見込 引き続き適切に助成を実施する。	
34	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	63	実施	R5	32件	22件	21件	22件	1,952	1,689	2,000	1,333	申請者に対し適正な給付を実施した。	A	定性	達成見込 引き続き適正に給付する。	
35	重度障害者紙おむつ支給事業	64	実施	R5	実施	実施	実施	実施	7,285	6,571	7,663	7,360	受給者に対して滞りなく紙おむつ券を支給した。	A	定性	達成見込 引き続き滞りなく助成券の交付及び助成金の支払いを行う。	
36	難病患者等ヘルパー養成事業	65	研修受講者の内容理解度(検収アンケートによる)	R5	93%	80%	93%	80%	141	83	132	82	計画どおり実施し、アンケート結果も目標を達成した。	A	直接	達成見込	

No.	事業名称	頁数	事業目標						事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込(未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度	令和5年度		令和6年度			R6	方法		
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額	決算額					
37	移動支援事業従事者養成研修	65	実施回数	R5	2回	2回	2回	2回	807	807	798	798	①学生の参加を募るため、学生への周知やLINEを活用した周知を行った。 ②研修修了生に対し、事業所とのマッチング会や情報提供を実施し、その後の活動につながるよう支援した。	A	直接	達成見込 研修内容・開催時期や広報の手段等を見直すことで、より受講生が集まり、その後の活動につながる講座を実施する。	
38	介護職員初任者研修受講就労助成金	66	実施	R5	実施	実施	実施	実施	0	0	0	0	居宅介護事業所等に対し、助成制度の周知を行った。	A	定性	達成見込 引き続き、居宅介護事業所等に対し、助成制度の周知を行う。	
大分野3 医療・保健																	
39	障がい者歯科保健推進事業	70	①初診予約の年間平均待ち時間の短縮	R5	28日	14日以内	23.0日	14日以内	25,526	23,698	26,199	22,715	初診予約枠を設定し待ち期間の短縮に努めた。 事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知し、かかりつけ歯科医保持率60%以上を維持した。	B	直接	その他 静岡市歯と口腔の健康づくり推進計画、令和8年度最終評価をみて検討	
			②かかりつけ歯科医保持率の維持	R5	68%	60%以上	71%	60%以上									
40	障がい者歯科保健推進会議の運営	71	障がい者歯科医療・保健についての協議の実施	R5	2回	2回	2回	2回	305	274	305	274	年2回の障がい者歯科保健推進会議の開催により障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行った。	A	直接	その他 静岡市歯と口腔の健康づくり推進計画、令和8年度最終評価をみて検討	
41	精神科救急医療体制整備事業	71	24時間365日の救急医療体制確保	R5	確保	確保	確保	確保	24,661	24,661	24,562	24,562	精神科救急医療体制を確保するために、各事業を委託契約により実施し、市民に対し救急医療を提供した。	A	定性	達成見込	
42	難病患者等医療相談事業	71	医療相談会(講演会)の開催回数	R5	3回	3回	3回	3回	228	202	228	118	計画どおり実施した。	A	直接	達成見込	
43	地域リハビリテーションの普及啓発事業	71	①主催講座開催回数	R5	15回	11回	11回	11回	1,110	883	1,078	633	講話と実技を中心に実践的な内容のほかりハビリテーションの視点を活かした介護技術の提供を行うことで、より高い理解度を得ることができた。	S	直接	達成見込	
			②アンケートによる講座(市民・専門職向け講座)理解度	R5	99%	90%	100%	90%									
44	うつ病集団回復プログラム事業	72	①市内の医療機関や関係機関に本事業を周知	R5	121箇所	120箇所	121箇所	120箇所	1,253	892	1,822	1,674	計画どおり市内の関係機関に周知し、年間3クールを実施した。参加者のアンケート結果からは目標値を上回る満足度が得られた。	S	直接	達成見込	
			②年間を通して本プログラムを開催	R5	年間3クール	年間3クール	年間3クール	年間3クール									
			③参加者の満足度が高い(アンケートで「参加してよかった」)	R5	96%	90%	96%	90%									
45	回復期リハビリテーション病棟の運営	72	実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	①対象疾患の患者及び家族へ回復期リハビリの紹介を行い病床利用率の向上につなげた。(R5:93%→R6:94.8%) ②患者向けに実績等を記載した説明資料を作成した。	A	定性	達成見込	
46	リハビリテーションに係る相談支援事業	72	障がい児・者に対する相談支援の実施	R5	実施	実施	実施	実施	4,929	2,955	3,790	3,050	障がい児・者に対する相談支援を実施した。	A	定性	達成見込	
47	自立支援医療費の支給	73	確実な医療費助成の実施	R5	実施	実施	実施	実施	更生医療 780,145	更生医療 753,215	更生医療 824,832	更生医療 778,789	助成金支払事務を確実に執行し、遅滞なく行った。 医療費助成に係る申請受付、受給者証交付、扶助費支払等事務を滞りなく適切に実施した。	A	定性	達成見込 引き続きレセプト点検業務を行い、公費の適正な支給を図る。	
									精神通院 1,099,745	精神通院 1,056,068	精神通院 1,259,574	精神通院 1,215,693					
									育成医療 1,663	育成医療 145	育成医療 518	育成医療 173					

No.	事業名称	頁数	事業目標						事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度	令和5年度		令和6年度			R6	方法		
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額	決算額					
48	重度心身障害者医療費助成事業	73	適正な医療費助成の実施	R5	実施	実施	実施	実施	身体知的 1,206,777	身体知的 1,203,277	身体知的 1,213,831	身体知的 1,208,218	身体障害者手帳1、2級、内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級更新者その他の対象者へ受給者証を適正に交付した。助成金支払事務を確実に執行し、滞りなく支払いを行った。	A	定性	達成見込 引き続き、受給者証を洩れなく交付し、滞りない助成金の支払を行う。	
49	精神障害者入院医療費助成制度	73	支払遅延等の事故件数	-	-	0件	0件	0件	33,031	29,953	28,412	27,534	精神保健福祉のしおりや市のホームページを通じて制度の周知を行い、適正な事務処理を実施。支払遅延等の事故はゼロだった。	A	直接	達成見込	
50	特定医療費の支給	73	申請に対する適正な事務処理の実施	R5	実施	実施	実施	実施	1,035,538	1,002,310	補正後 1,103,527	1,072,085	申請に対する適正な事務処理を実施した。	A	定性	達成見込	
大分野4 生活環境																	
51	市営住宅への入居支援	76	実施	R5	実施	実施	実施	実施	-	-	-	-	入居を希望する障がいのある人に対して、入居資格審査などの際に、次の取扱いを行った。 ・単身入居の受入れ ・収入要件の緩和 ・複数の入居応募があった場合における、公開抽選時の優遇措置	A	定性	達成見込	
52	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	76	実施	R5	実施	実施	実施 (新規登録戸数 221戸)	実施	-	-	-	-	・新たな住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録を行った。 ・セーフティネット住宅情報提供システムにおいて、登録住宅の情報を公開し、住宅政策課窓口でパンフレット等を配架し、制度の周知を行った。	A	定性	達成見込	
53	重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	78	実施	R5	実施	実施	実施	実施	22,755	20,250	21,592	20,424	支払事務を確実に執行し、滞りなく行った。	A	定性	達成見込 引き続き滞りなく利用券の交付及び助成金の支払いを行う。	
	重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業(精神障がい者分)		実施	-	-	-	-	実施	-	-	-	-	-	-	-	定性	- (令和7年度から事業開始)
54	精神障害者交通費助成事業	79	実施	R5	実施	実施	実施	検討	9,090	9,126	8,788	7,837	精神障害者手帳所持者のうち、1,467名から申請があり、漏れなく支給した。	A	定性	達成見込 事業見直しにより、令和7年度から重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業に変更。(当該事業は令和6年度にて事業終了)	
55	福祉有償運送の登録支援	79	実施	R5	実施	実施	実施	実施	0	0	0	0	自家用有償旅客運送協議会を開催した。	-	定性	達成見込	
56	バリアフリーの情報発信	79	「U/Bがら(ゆびがら)」掲載施設数の増加	R5	17件追加	10施設増加	14施設増加	10施設増加	462	462	462	462	本市HPにてバリアフリーに関する情報を掲載し、バリアフリーマップへのリンクを掲載している。	S	直接	達成見込	
57	障がいに配慮した歩行空間の確保	79	放置自転車実態調査結果が0台の箇所数	R5	294箇所	前年度実績の維持	298箇所	前年度実績の維持	67,350	55,023	53,770	48,862	計画的に、歩道に放置された自転車の所有者に対する指導と放置自転車の撤去を行った。	A	定性	達成見込	

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和5年度		令和6年度						
				年度	数値	目標	実績	目標	実績	目標	実績					
58	安全な歩道の整備	80	歩行空間(歩道・路肩カラー化等)の設置	R5	実施	実施	実施	実施	道路計画課 —	道路計画課 —	道路計画課 22,710	道路計画課 53,736	歩行空間(歩道・路肩カラー化等)の整備を実施した。	A	定性	達成見込
59	鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進	80	バリアフリー基本構想の重点整備地区内における特定道路のバリアフリー化の推進	R5	73.9%	実施	81.6%	実施	60,300	15,718	50,100	92,543	バリアフリー基本構想に基づく「主な生活関連経路」のバリアフリー化整備を実施した。	A	定性	達成見込
60	都市公園のバリアフリー化整備	80	都市公園のバリアフリー化率	R5	70.80%	71.49%	71.83%	74.86%	49,356	34,452	62,358	51,701	市内7公園のバリアフリー化を実施した。	S	直接	達成見込
61	バリアフリー法における建築物の整備の促進	80	静岡県福祉のまちづくり条例に適合した施設の割合	R5	47.7%	45%	23.3%	45%	0	0	0	0	計画を下回っているが、民間事業者へ寄り添うための仕組みづくりについてアドバイスを行った。	C	直接	達成見込 申請者や建築主から相談があった際は、引き続き制度の周知を継続するとともに、適合率の向上を目指す。
62	ノンステップバスの導入拡大	81	導入率	R5	83.10%	82%	81.3%	90%	1,000	1,000	1,000	1,000	ノンステップバスの導入を実施する路線バス事業者に対して補助金の交付を実施した。	A	直接	達成見込
63	ユニバーサルデザインの普及	81	①ユニバーサルデザイン推進会議の実施	R5	1回	実施	実施	—	230	44	230	185	①例年実施しているユニバーサルデザイン推進会議は令和6年度も書面開催で行った。その際に配布した研修資料を昨年度よりも充実させ、ユニバーサルデザイン推進委員に対し、市職員としてユニバーサルデザインの考え方について知識を深めさせた。 ②ユニバーサルデザイン出前講座を目標値を上回る回数実施し、小学生を中心にユニバーサルデザインの普及啓発を行った。	S	定性	達成見込 ユニバーサルデザイン推進会議や出前講座の普及については、各課や学校が主体的に取り組む方向にシフトしたため、今後、推進会議や出前講座は実施しない。
	②ユニバーサルデザイン出前講座の受講者数	R5	1763名	500名以上	879名	—										
64	文字情報サインの設置	81	文字情報サインの更新	R5	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	市街地 1,400	市街地 1,001	市街地 1,400	市街地 858	市街地公共サイン17箇所の修繕を行った。	A	定性	達成見込
								清水ま 598	清水ま 0	清水ま 670	清水ま 642	現地調査の結果、公共サインの更新を行った。	達成見込			
65	静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業	81	実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	庁舎の定期的な点検を実施し、点字ブロック等の状況を確認し、適切な整備を実施した。	A	定性	達成見込
大分野5 安全・安心																
66	地域防災訓練の実施	83	地域防災訓練参加者数	R5	90,130人	83,000人	122,296人	83,000人	1,413	1,195	1,413	1,170	自主防災組織を中心に地域住民が主体となって、避難訓練や安否確認などの訓練を実施したほか、避難行動要支援者の個別避難計画に沿った避難訓練を実施するなど、実践的な訓練を実施することができた。	S	直接	達成見込 地域主体の訓練については、これまで継続的に取り組んでいるが、訓練内容のマンネリ化や参加者の固定化などの課題もあることから、実災害に対応できる地域防災力の向上に向けて、過去の災害での教訓等を踏まえ、実践的な訓練に取り組んでいく。

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	実績	予算額	決算額		予算額	決算額			
67	防災出前講座の開催	83	関係施設や団体に対する防災出前講座の実施数	R5	128回	150回	154回	150回	1,413	350	1,031	681	開催回数が目標を上回るとともに、自治会・町内会や自主防災組織のみならず、様々な団体が受講したことで、市民の防災式・知識の向上につながった。	A	直接	達成見込 南海トラフ地震の切迫性の高まりや頻発化・激甚化する災害に備えて、より多くの市民の防災意識・知識の向上が求められることから、一人でも多くの市民が受講できるよう、あらゆる機会を捉えて実施していく。	
68	住宅用火災警報器取付支援事業	83	実施	R5	実施	実施	0件	実施	—	—	—	—	各種イベントで、チラシを使った広報活動を実施した。	B	定性	達成見込	
69	重度身体障害者在宅安心システム	83	実施	R5	実施	実施	実施	実施	460	416	21,592	20,424	支払事務を確実に執行し、遅滞なく行った。	A	定性	達成見込 引き続き、利用者からの通報を救命に繋げる適切な対応に努めるとともに、潜在的な利用希望者のため制度の周知を図る。	
70	家具等固定推進事業	84	補助件数	R5	5件	10件	10件	10件	180	58	120	108	木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に、当事業のチラシを配布し制度の周知を行った。	A	直接	達成見込	
71	障がい福祉施設の消防訓練及び指導の実施	84	実施	R5	実施	実施	実施 160施設 3,995名の参加	実施	—	—	—	—	管轄の消防署と福祉施設が調整をし、訓練を実施した。	A	定性	達成見込	
72	消費生活相談	84	実施	R5	実施	実施	実施	実施	8,257の一部	5,891の一部	7,693の一部	5,700の一部	市公式SNSへの投稿を36回、ラジオ放送を12回実施した。	A	定性	達成見込	
73	消費生活に係る情報提供	84	実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	障害福祉サービス等事業者への注意喚起情報の提供を行った。	A	定性	達成見込	
74	障害者災害時体制強化事業	84	①個別避難計画の作成 ②福祉避難所へのアドバイザー派遣	R5 R5	優先作成対象者の検討 福祉避難所開設訓練及び連絡調整会の開催	優先作成対象者分の計画作成 実施	優先作成対象者分の計画作成着手 福祉避難所開設訓練の実施	優先作成対象者分の計画作成 実施	—	—	—	—	福祉部局で連携し、個別避難計画の優先作成対象者を決定し、作成作業に着手している。また、計画作成済みの方を対象に、計画に基づく訓練の実施をした。	A	定性	達成見込	
75	避難所における障がいのある人への配慮	85	既存の洋式トイレ(身障者用)で使用可能な携帯トイレの備蓄	R5	200,000回分	557,200回分	548,200回分	848,200回分	1,370	1,370	1,485	1,485	携帯トイレを5万回分購入し、市の備蓄倉庫へ備蓄した。	A	直接	達成見込 毎年5万回分の携帯トイレを購入予定であるが、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて災害用備蓄の在り方の見直しを進めているところであり、今後整備計画に変更が生じる可能性がある。	
76	避難行動要支援者避難支援推進事業	85	①各地域への避難行動要支援者に係る名簿配布率 ②地域等への制度説明の実施	R5 R5	100% 実施	100% 実施	100% 実施	100% 実施	6,619	4,412	6,709	10,749	名簿の作成及び配布について適切に実施した。	A	定性	達成見込	
77	福祉避難所の確保	85	実施	R5	実施	実施	実施	実施	90	0	50	0	庁内災害配備態勢の整備及び災害時の配備、2回の情報伝達訓練・福祉避難所設置計画書の更新、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づく静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との顔合わせを実施した。	A	定性	達成見込	
78	聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業	85	実施	R5	実施	実施	実施	実施	100	37	58	21	対象となる48件の警報等について対応した。	A	定性	達成見込	

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額		決算額				
79	聴覚障がい等、音声による通報が難しい人のための緊急通報受信事業	86	実施	R5	実施	実施	実施	実施	3,300	3,300	3,300	3,300	N E T119緊急通報システムの登録希望者について、申請書が提出された際に、直ちに登録作業を実施し、早急に緊急通報が可能な環境を整えた。また、関係団体からのN E T119に係る問い合わせに適切に対応することにより、関係団体と連携した。	A	定性	達成見込	
大分野6 子ども																	
80	発達早期支援事業	91	①あそびのひろばの設置箇所数	R5	6箇所	8箇所	8箇所	8箇所	15,424	15,138	20,817	20,625	発達が気になるこどもの早期発見早期支援のために、あそびのひろば(アセスメント)、ばすてるひろば(2次療育)を実施し、令和6年度からは箇所数を拡大している。その一方で次の支援へのつなぎの課題が出てきたことから、令和7年度からは実施方法を変更している。	A	直接	達成見込 令和7年度から、あそびの教室・あそびの教室+に名称変更し、次の支援へのつなぎを強化し、1歳6カ月からの超早期発見・早期支援に取り組んでいる。	
	②ばすてるひろばの設置箇所数	R5	6箇所	8箇所	8箇所	—											
81	児童相談所の運営	92	①個々の児童や家庭に最も効果的な援助の実施	R5	実施	実施	実施	実施	85,083	80,746	131,872	120,386	児童福祉司、児童心理司等が、障がいのある児童の療育や入所等の相談に対応した。 ※参考 R6相談対応件数 2,346件(うち虐待相談679件、障害相談1,296件、養護その他相談142件、左記以外229件) R5相談対応件数 2,910件(うち虐待相談832件、障害相談1,377件、養護その他相談286件、左記以外415件)	A	定性	達成見込	
	②障がい児に対する虐待の防止と事故の未然防止	R5	実施	実施	実施	実施											
82	第2子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金交付事業	92	利用者数	—	—	69人	79人	147人	—	—	4,135	3,465	補助金支払事務を確実に執行し、適正な助成を実施した。	S	定性	達成見込	
83	障がい児保育事業	92	①巡回指導の実施回数	R5	54回	50回	56回	50回	1,786	1,506	2,460	2,170	①医師2名、大学教授3名、大学講師1名の体制で実施した ②4回実施 ③8回実施 ④389名	A	直接	達成見込	
	②障害児入園面接及び審査会の開催回数	R5	4回	4回	4回	4回											
	③特別支援に関する研修会の開催回数	R5	13回	7回	8回	7回											
	④障がいのある児童の受入数	R5	367名	360名	389名	360名											

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	目標	予算額	決算額		予算額	決算額			
84	障がい児保育事業	93	①補助事業継続実施	R5	実施	実施	実施	実施					①私立園からの申請に基づき、障がい児保育に係る助成を行った。 ②障がいのある児童の受入数364人 ・特別児童扶養手当支給対象児10人 ・その他身体障害、知的障害、発達障害、情緒障害及び重度の慢性疾患を有する児童等 354人 ③発達及び保育の専門家による巡回支援 20園	A	定性	達成見込 障がい児及び障害者手帳を有していないが通常保育において特別な配慮を必要とすることも(気になる子)の受入人数が年々増加しているため、職員の負担軽減及びこどもへの手厚い保育を実現するために必要な支援を引き続き行っていく。	
			②障がいのある児童の受入数	R5	311人	215人	364人	215人	262,306	290,530	306,605	289,901					
			③保育者支援事業	R5	実施	実施	実施	実施									
85	乳幼児健康診査	93	乳幼児健診の受診率										乳幼児健診の対象者に受診票等を送付し集団健診を実施することにより、ほぼ計画通りの受診率を達成した。	A	直接	達成見込	
			①4か月児健診	R5	98.1%	97%	97%	97%	89,985	83,435	82,087	80,207					
			②10か月児健診	R5	97.1%	96%	96%	96%									
			③1歳6か月児健診	R5	97.1%	96%	98%	96%									
			④3歳児健診	R5	96.3%	97%	98%	97%									
86	幼児言語指導事業	93	子どもの発達や言語の遅れに改善がみられたと回答する保護者の割合	R5	98.8%	80%	99%	80%	2,758	2,132	2,758	1,487	①年3回研修を行い、通級指導教室や言語聴覚士による専門的な言語指導について学習した。 ②主任会を年5回開催し、情報を共有した。	S	直接	達成見込 指導員一人一人が熱心であり、研修への意欲が高い。既に目標は達成しているが、今後、様々な幼児の実態に応じた研修内容の精査を行い、指導員の専門性を高める必要がある。	
87	放課後児童クラブにおける職員加配	93	障害児受入可能クラブ数	R5	84(公立全クラブ)	83(公立全クラブ)	83(公立全クラブ)	83(公立全クラブ)	1,970,934	1,658,785	1,773,283	1,682,856	障がいの有無に関わらず受入を行った。また、運営受託者に対し加配支援員の雇用に必要な費用を委託料として支払い、必要な職員の配置を行っている。	A	直接	達成見込	
88	母子療育訓練センター「静岡市清水うみのこセンター」の運営	94	利用者アンケートの満足度	R5	91.6%	90%	94.7%	90%	38,404	38,404	38,299	38,299	年齢、特徴等を考慮したグループ活動訓練、利用児が入園しているこども園等への訪問、通所して間もない保護者を対象にペアレントトレーニング、他機関・関係団体との関係構築等を実施した。	A	直接	達成見込 引き続き、利用者ひとりひとりに対する丁寧かつ確かな支援を行うことにより、満足度の高い施設運営を行う。	
89	静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」における親子教室の実施	94	年間開催日数	R5	132回	130回	132回	130回	—	—	—	—	計画どおりに親子教室を実施し、児童の発達支援とその保護者の子育て支援を行った。	A	直接	達成見込	
90	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	96	受入の実施	R6	83(公立全クラブ)	実施	実施	実施	1,402	537	2,088	686	放課後児童クラブに入会し、医療的ケアの実施を希望する児童1名の受入を行った。	A	定性	達成見込	
91	静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」での医療的ケア児の受入	96	受入の実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	児童発達支援センターとして、医療的ケアが必要な児童の受入を行った。	A	定性	達成見込	
92	市立こども園における医療的ケア児の受入	97	受入の実施	R5	2園:2人	実施	2園:3人	実施	7,250	6,761	12,640	12,640	医療的ケア児3名に対して、看護師1名を訪問看護ステーションと人材派遣会社への委託により派遣し確保した。	A	定性	達成見込 医療的ケアを必要とするこどものニーズに対応するため、市立こども園に看護師を継続的に派遣する。	
93	私立こども園における医療的ケア児の受入	97	受入の実施	R5	実施	実施	実施	実施	6,449	977	6,449	1,803	医療的ケア児の受入れを行った1園に対し、助成を行った。	A	定性	達成見込	

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度	令和12年度	令和5年度		令和6年度						
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額		決算額			
94	障がいのある児童生徒への就学支援	97	就学支援委員会実施回数	R5	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	465	381	465	404	就学に関する相談件数1,567件、就学支援委員会を年間3回開催。審議件数2,824件。	A	直接	達成見込 就学に関する相談や審議件数は年々増加しており、特別支援教育に対する認知は進んでいると感じる。今後も、保護者との合意形成をていねいに行い、適正な就学支援を行う必要がある。
95	特別支援教育推進事業	98	特別支援教育支援員の配置が、支援が必要な児童生徒により効果があったという学校の割合	R5	93%	90%	97%	90%	179,296	177,251	193,193	188,241	①研修を年2回開催した。 ②特別支援教育支援員活用事例を紙面にて共有した。	S	直接	達成見込 学校のニーズに応じた支援員の配置ができ、目標を達成している。学校のニーズは高まる一方だが、支援員の特別支援に対する正しい知識とスキルを取得できるような研修の充実を図る。
96	特別支援教育研修会の開催	98	受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合	R5	100%	80%	97.8%	80%	320	276	359	291	特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育研修、言語・発達・肢体不自由通級指導教室担当者研修、特別支援学級担任教員研修、新任特別支援教育担当者研修等、計20回程度開催した。 (オンライン開催を含む)	S	直接	達成見込 研修会に参加する教員は、講師の講話に満足する結果が得られている。現時点で目標は達成しているが、今後も在籍する子どもの多様化、複雑化に対応した研修内容を検討していく必要がある。
97	特別支援教育進路指導協議会による進路指導	98	進路懇談会、進路合同説明会及び卒業生激励会の実施回数	R5	各1回	各1回	各1回	各1回	425	424	410	388	中学卒業後の進路先や就労先の学校や事業所から、生徒・保護者が直接話を聞く機会を設けることができた。関係機関との連携調整も確実に行うことができた。	A	直接	達成見込 すでに目標は達成しているが、昨今、進路の選択は多様化している。限定された進路先から選択するのではなく、本人に合った進路指導が進められている。関係機関も積極的に情報提供を行っているため、今後も受け取り側の取捨選択する力を高めたい。
98	特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	98	年3回の実施	R5	実施	実施	実施	実施	43,538	41,986	55,596	49,177	年3回実施した。	A	定性	達成見込
99	特別支援連携推進協議会の運営	99	静岡県特別支援連携推進協議会の実施回数	R5	令和5年度は休止	年間2回開催	年間1回開催	年間2回開催	—	—	120	40	名称を特別支援教育推進協議会と改め、2月に第1回を開催した。そこで、特別支援教育の課題について、共通の理解とした。	B	直接	達成見込 令和7年度には、年間2回の開催で、関係機関との連携を進める。特別支援教育の課題について意見を伺いながら、よりよい特別支援教育について充実を図る。
大分野7 雇用・就労																
100	就職相談会の開催	102	相談件数	—	—	400件	430件	400件	310	279	301	267	①広報誌、HPでの周知を実施。 ②各団体と連携のもと面接会を実施。	A	直接	達成見込
101	「就フェス」開催事業	103	開催回数	R5	1回	1回	1回	1回	80	62	80	78	就フェスを1回開催。 7企業が出展し、202名が来場者した。	A	直接	達成見込
102	障がい者就労アセスメントモデル事業	104	就労系障害福祉サービスの利用終了者に占める一般就労への移行者割合 ※R6は就労アセスメント被検者に占める一般就労への移行者割合	R5	27%	40%	28.3%	40.0%	10,000	9,999	10,000	9,999	7事業所に就労アセスメントを実施し、全体研修を2回実施した。	B	直接	達成見込
103	障がいのある学生のインターンシップの受入	105	報告書の質間でインターンシップの経験が「とても良い経験だった」又は「良い経験だった」と回答した学生の割合	R5	応募なし	100%	100%	100%	—	—	—	—	インターンシップ生へのアンケートで「とても良い経験があった」と100%が回答し、目標を達成した。	A	直接	達成見込

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額		決算額				
104	静岡市役所での障がい者雇用	105	法定雇用率の達成					—	—	—	—	<p>【市長部局】</p> <p><採用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職員 R7.4.1採用者 1人 ・会計年度任用職員 R6.4.2～R7.3.31採用者 2人 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より会計年度任用職員の採用選考を随時実施している。 ・令和2年度より障がい者の就労支援等の実務経験のある者を専任で配置し、面談等のプッシュ型の支援を行っている。 <p>【上下水道局】</p> <p><採用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員 R6.4.2～R7.3.31採用者 3人 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談を実施し、定着支援を行っている。 <p>【教育委員会】</p> <p><採用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員 R7.4.1採用者 11人 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より会計年度任用職員の採用選考を随時実施している。 ・障がいのある清掃職員に対し支援員(会計年度任用職員7人)を配置する等継続的な支援を行っている。 	B	直接	<p>達成見込</p> <p>①法定雇用率達成のために、障がい者の採用を積極的に実施する。</p> <p>②採用した障がい者の定着を支援するために、生活相談員と共に、障がいのある職員も働きやすい職場環境を整備するため各種取組を実施する。</p>		
			市長部局	R5	2.63%	2.80%	2.60%									3.0%	
			上下水道局	R5	2.36%	2.80%	2.85%									3.0%	
105	静岡市職員採用試験制度における障がいのある人への配慮	105	職員採用選考における障がいのある人への配慮の継続実施					92	49	92	51	<p>職員採用選考受験申込書において、点字・拡大印刷問題の希望の有無、車いす又は杖使用の有無、手話通訳又は筆談の必要の有無、パソコンによる受験希望の有無、補装具等の持込使用の有無等を確認し、実際に、机の種類の変更や手話通訳士の配置を行った。</p> <p>平成29年度から、身体障がい者に限らず、知的、精神障がい者に加え、職員採用選考を実施した。</p> <p>R6募集：若干名、申込：12人、受験：9人、合格：1人</p>	A	定性	達成見込		
			R5	実施	実施	実施	実施										

No.	事業名称	頁数	事業目標					事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)		
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度		令和5年度			令和6年度			R6	方法
				年度	数値	目標	実績	目標	実績	目標	実績		予算額	決算額			
106	「農・福連携」の推進	107	①認定農業者への情報提供の回数	R5	年1回	年1回	年1回	年1回	—	—	—	—	農福連携のパンフレットを配架し、認定農業者をはじめとする多様な農業者へ向けて広く周知した。就労系障害福祉サービス事業所への情報提供を行った。	A	直接	達成見込 毎年1回、情報提供していく。	
			②就労系障害福祉サービス事業所への情報提供又は意向調査の回数	R5	年1回	年1回	年1回	年1回	—	—	—	—					
107	静岡市ワークステーションの設置	107	受注(納品)業務数	R5	200件	200件	206件	200件	—	—	—	—	ワークステーションの設置により、障がいのある職員の就労の場を設けた。	A	直接	達成見込	
108	障がい者就労施設等からの優先調達の推進	108	年間調達実績額	R5	37,049,558円	40,000,000円	49,107,736円	64,000,000円	—	—	—	—	庁内において、優先調達を呼びかけ、目標額を達成した。	S	直接	達成見込 引き続き、優先調達の利用を呼びかけていく。	
109	福祉ショップ運営事業費補助	108	補助金交付団体数	R5	1団体	1団体	1団体	1団体	4,647	4,647	4,647	4,647	1団体に補助金を交付した。	A	直接	その他：補助金のあり方を検討 障がいのある方の工賃向上のため、授産製品の販売促進に繋がるアプローチ方法を検討していく。	
110	公共施設を活用した自主製品の販売支援	108	販売所が設置されている公共施設数	—	—	3箇所	3箇所	3箇所	—	—	—	—	授産製品販売団体や管財課との連絡調整、情報共有をし、販売の機会を確保した。	A	直接	達成見込 今後も販売の機会を確保に務めていく。	
111	授産品開発・改良アドバイザー派遣事業の実施	109	アドバイザー派遣事業所数	R5	2事業所	2事業所	2事業所	—	280	184	570	168	2事業所にアドバイザーを派遣し、製品の改良を行った。	A	直接	令和6年度で事業終了 障がいのある方の工賃向上のため、授産製品の販売促進に繋がるアプローチ方法を検討していく。	
大分県8 文化活動・市民生活																	
112	市民参加型舞台公演事業	113	演劇ワークショップ(障がい者クラス)の実施回数	R5	12回	10回	11回	—	5,400の一部	5,390の一部	5,400の一部	5,390の一部	演劇ワークショップ(障がい者クラス)を11回、発表公演を2回実施。	S	直接	令和6年度で事業終了(当該事業で育った人材を活用した発展的事業に統合するため)	
113	音楽あふれるまちづくり事業 学校訪問コンサート	113	学校訪問コンサート特別支援 学校訪問実施校数	R5	2校	2校	1校	2校	18,124の一部	18,115の一部	21,533の一部	18,615の一部	特別支援学校訪問コンサートを1校実施(申込数:1校)	B	直接	達成見込	
114	文化芸術アウトリーチプログラム	113	文化芸術アウトリーチプログラム 障害者支援施設等実施数	R5	2校	1施設	1施設	1施設(R8)	—	—	26,265の一部	26,283の一部	こども園、学校を11か所まで実施、うち1か所特別支援学校※積算150万円	B	直接	達成見込	
	障がい者アート事業		障がい者アート展の実施回数	—	—	1回	1回	1回	—	—	6,789の一部	6,789の一部	障がい者アート展「まちじゅうアート展」を1回開催。	A	直接	達成見込	
115	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣	113	全国大会選手選考会(わかふじスポーツ大会)参加者数	R5	300人	293人	331人	400人	13,245	12,240	12,998	12,961	計画どおりに事業を実施した。	A	直接	達成見込	
116	障がい者スポーツへの理解促進	114	年1回以上開催	R5	2回	1回	2回	1回	—	—	—	—	計画どおりに事業を実施した。	A	直接	達成見込	
117	市営スポーツ施設の使用料の減免	114	使用料減免の実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	計画どおりに事業を実施した。	A	定性	達成見込	
118	指定管理施設での障がいのある人も参加できるスポーツ教室の開催	114	年2教室以上開催	R5	5回	2回	5回	2回	—	—	—	—	計画どおりに事業を実施した。	A	直接	達成見込	
119	生涯学習施設における障がいのある人を対象とした講座の実施	115	講座実施施設数	R5	2施設	3施設以上	5施設	3施設以上	指定管理賞の一部	指定管理料の一部	指定管理料の一部	指定管理料の一部	目標の3施設を上回る5施設で、障がいのある人を対象に、交流・スポーツ等の講座を提供した。	S	直接	達成見込	
120	健康づくりに関する講座の開催	115	①健康教育教室実施回数	R5	69回	79回	109回	79回	4,389	2,619	3,395	2,772	新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり、健康に関する相談や事業を積極的に行ったことにより実施回数や参加者数が目標を上回った。	S	直接	達成見込 引き続き、「健康」を意識した相談及び事業を積極的に行うことにより目標値以上の達成が見込まれる。	
			②健康相談延参加者数	R5	521人	473人	627人	473人									

No.	事業名称	頁数	事業目標						事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度	令和5年度		令和6年度			R6	方法	
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額	決算額				
121	静岡県身体障害者福祉センター「静岡市清水みなとふれあいセンター」の運営	115	利用者アンケートの満足度	R5	89.2%	90%	95.2%	90%	39,537	39,537	39,498	39,498	身体障がい者の機能訓練及び教養の向上を目的とした書道、陶芸教室、卓球、ボッチャ教室等の開催、身体障がい者に関する各種相談及び家庭訪問の実施、社会との交流促進及びレクリエーション活動機会の提供を行った。	A	直接	達成見込 引き続き、多様な事業を実施することにより、満足度の高い施設運営を行う。
122	視覚障がい者等による図書館利用に関する体制の整備	116	デイジー図書点数	R5	1260点	1300点	1308点	1600点	—	—	—	—	①録音図書や大活字本、LLブック等アクセシブルな資料を収集した。 ②電子書籍を提供した。 ③拡大読書器やリーディングルーペ、リーディングトラッカー等読書支援機器・用具を設置した。 ④児童用大活字本やLLブック等を集積した「りんごの棚」を設置した。 ⑤デイジー図書の製作・提供した。 ⑥資料の宅配貸出を実施した。 ⑦対面朗読を実施した。	A	直接	達成見込
123	インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	116	実施	R5	実施	実施	実施	実施	20,000	20,000	20,000	20,000	①ボランティアが製作したデイジー図書を市外の利用者も利用できるように、デイジー図書のデータを国会図書館に提供、またサビエ図書館に書誌データを登録した。 ②静岡市で未所蔵の資料を相互貸借により、市外の点字図書館等から資料を取り寄せ、利用者に貸出しを行った。	A	定性	達成見込
124	アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援	117	実施	R5	実施	実施	実施	実施	—	—	—	—	視覚障がい者等からのアクセシブルな書籍に関する利用方法や所蔵状況等の質問や相談に答えた。	A	定性	達成見込
125	ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供	118	ウェブアクセシビリティの規格である「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAA準拠	R5	A	AA準拠	2025年3月に、無作為に40ページを抽出してウェブアクセシビリティテストを実施。適合レベルAAに準拠	AA準拠	73,061	73,061	ホームページの契約の一部であり、純粋なアクセシビリティに関する金額の算出が不可	ホームページの契約の一部であり、純粋なアクセシビリティに関する金額の算出が不可	ホームページ公開前のアクセシビリティチェックの実施及び、公開前の広報課の事前確認でアクセシビリティへの配慮ができていないかを確認している。	S	定性	達成見込
126	図書館サービスの人材育成・体制整備	118	音訳ボランティアの研修・講座等の実施回数	R5	9回	5回	11回	5回	200,000	200,000	238,000	238,000	①音訳ボランティアの研修を実施した。 ②障がい者サービス担当職員向け講座に職員が参加し、障がい者サービスの基礎知識を習得した。	A	直接	達成見込

No.	事業名称	頁数	事業目標						事業費(千円)				令和6年度末の取組状況	評価(直近3か年)		令和12年度末時点での達成見込 (未達成の場合は課題)	
			事業目標	直近の実績		令和6年度		令和12年度	令和5年度		令和6年度			R6	方法		
				年度	数値	目標	実績	目標	予算額	決算額	予算額	決算額					
127	公職選挙における障がいのある人への配慮	118	投票所の形態に合わせた配慮の実施	R5	実施	実施	実施	実施	57	55	430	335	投票所の形態に合わせた配慮を実施した。 加えて令和7年3月の市議会議員選挙では、全投票所に視覚障がい者協会の意見をもとに弱視の方向け投票用紙ガイドと代理投票の啓発パンフレットを配置した。	A	定性	達成見込	
社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について																	
128	社会福祉施設等施設整備補助	119	①障がい福祉計画及びニーズに即した施設の整備	R5	生活介護事業所の創設 1件	実施	生活介護事業所の創設 1件	実施	204,207	105,100	141,307	141,307	生活介護事業所の創設 2件 既存施設の大規模修繕等 1件 (うち令和5年度からの繰越2件)	A	定性	達成見込 引き続き、適切に地域ニーズを把握し、効果的な整備を行う。	
			②緊急性の高い整備事業の実施	-	-	実施	実施										

令和 6 年度および令和 7 年度 部会報告について

部会名	地域生活・移行支援部会			
目的・内容	・福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会を確保するための地域生活課題の解決に関すること ・障がい者の地域移行に係る取組の推進、地域生活支援ネットワークの整備及び多様な居住の場の確保の推進に関すること			
部会員 (所属機関)	精神科医療機関（４人）、福祉職（９人）、介護・当事者・法律家・学識経験者（各１人） 行政機関（２人）			
現在 取り組んでいる 重点課題 ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 （ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください）	重点課題（２つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウエイト		
	①強度行動障がい者支援のために人材育成と支援ニーズ把握に焦点をあてた支援体制の整備に向けた取組み ②ピアサポート活動の体制づくり	70		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※ 2 年以内としてください。		
	①強度行動障がいに関する研修情報の整理、事業所の支援ニーズの把握、強度行動障がいサポート事業の整理等により、静岡市の強度行動障がいに関する人材育成ビジョンができた状態。 ②ピアサポーターの活躍の場が担保されている状態	令和 8 年 3 月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	①事業所の支援ニーズ等を把握するためにアンケートを実施した。また、その結果をもとに一部の事業所へのヒアリングを実施する。 ②ピア活動に関する勉強会を開催予定。 （勉強会のアンケート回答を踏まえ、課題解決に向け更なる取組む。）	①50% ②10%		
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	身体・知的分野における地域移行を選択肢として提供できる体制づくり	取組ウエイト	20
	終着点・成果	障がいのある方が自ら選んだ地域や住まいで安心して自分らしい暮らしが実現できている状態		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	地域生活支援拠点等の評価について	のこりの取組ウエイト	10
令和 6 年度 終了した 重点課題	終了した重点課題（があれば、ご記入ください。） （引き続き、現在取り組んでいる重点課題に向けて取り組んでいく） 成果			
HP 掲載希望	ヘルパーサービス活用ブック、ヘルパーサポートブック			

★重点 + 次点 + その他のウエイトの合計が 100 としてください。

令和6年度および令和7年度 部会報告について

部会名	こども部会			
目的・内容	障害福祉分野だけでは解決できない障害児の課題について、分野を超えて関係機関が集まって課題解決に向けて具体的な協議を実施する。 ・障がい児に係る課題の共有及び解決に関すること ・障がい児等の支援の連携に関すること			
部会員 (所属機関)	部会長：飯塚委員（コンパス北斗） 自立支援協議会委員：井鍋委員（教育関係機関 静岡県立中央特別支援学校） 関係機関：静岡北特別支援学校、当事者団体、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、発達障害者支援センター、障害者相談支援推進センター、児童相談所、特別支援教育センター、障害福祉企画課 事務局：サポートセンターコンパス北斗			
現在 取り組んでいる 重点課題 ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 （ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください）	重点課題（1つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウエイト		
	未就学児の支援機関の質の向上に向けた取組	90		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※2年以内としてください。		
	・未就学児の支援機関の質の向上に向け、継続的なアプローチ方法を検討する。令和7年度については、事業所向け研修会や実例をもとにした意見交換会等を開催に向けて検討を行う。 ・特に課題にあがった保育所等訪問については、啓発チラシを作成し事業所周知を行う。	令和8年3月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	研修会の開催内容について検討中。	0%		
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名		取組ウエイト	
	終着点・成果			
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	・多職種連携の促進に向けた検討（支援者向けのこどもに関する関係機関一覧の作成）	のこりの取組ウエイト	10
令和6年度 終了した 重点課題	終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）			
	就学前手続き等の明瞭化に向けた検討			
	成果			
	就学前フローチャートの作成完了			
HP 掲載希望	就学前フローチャート			

★重点+次点+その他のウエイトの合計が100としてください。

就学前フローチャート（年中～小学校入学までの流れ版）

保護者の皆様へ
このフローチャートは就学相談の流れをつかむためのものです。ご参考にお使いください。

＜この資料のお問い合わせ先＞
静岡市障害者自立支援協議会子ども部会
事務局（Tel.054-278-7828）

【就学相談の流れ】

時期	就学先決定までの流れ	保護者・本人の動き
年中	お子さまが通われている保育園・幼稚園・こども園・児童発達支援事業所	年中になったら、教育相談・準備（発達検査が必要になります）を始めましょう！ 特別支援学校・特別支援学級への就学を希望される場合は、 まずはお子さまが通っている園などにご相談ください。
年長	園などから特別支援教育センターへ連絡	○通っている園などに相談（随時） ※特別支援学校を希望をしている方は、専門調査の①か②を受ける必要があります。
	5～6月 ※1 専門調査①	・各特別支援学校の学校参観や進路相談などの日程確認 🔍 検索「静岡市 特別支援学校 ネットワーク」（発行：静岡地区特別支援学校間ネットワーク） ・特別支援学校、特別支援学級見学（ 園などを通して申し込みます ）
	7月 第1回静岡市就学支援委員会による審議 審議結果を保護者へ報告	○通っている園などに相談（随時）
	9月 園などから特別支援教育センターへ連絡 専門調査②	・特別支援学校体験入学 ・特別支援学級体験入級 （時期は学校によって異なる。原則として就学の判断が出たお子さまが対象。）
	10月 第2回静岡市就学支援委員会による審議	～特別支援学校を希望されるお子さまの審議はここまで～
	10月末頃～ 11月中旬まで 審議結果を保護者へ報告	・審議結果を受けた後、どこの学校に行きたいか就学先を決めておく ・静岡市教育委員会へ連絡
	就学時健康診断	・特別支援学校⇒入学後に支援学校にて健康診断を行うので、学区の小中学校での「就学時健康診断」を受けなくてもよい。 （受けない場合は就学時検診の案内が届いた時点で案内に記載してある小学校へ連絡する。） ・特別支援学級⇒入学を予定している学校又は指定された学校で「就学時健康診断」を受ける。 ・就学先相談継続中の方⇒指定された学校で「就学時健康診断」を受ける。⇒必要な場合は学校と教育相談をする。 ⇒特別支援学級希望の場合は小学校と就学相談を行う。
11月末頃 専門調査③	就学先の決定	
1月 第3回静岡市就学支援委員会による審議 審議結果を保護者へ報告		
小学生 来年度4月	12月に市立小学校の「入学通知書」、2月に特別支援学校の「入学通知書」が届きます。 就学	

就学相談 Q & A

Q: 子どもの就学に関することで、障害があっても自宅から近い地域の小学校に通うにはどこに相談をしたらいいですか？
就学前に準備しておくことはありますか？

A: 保護者のお気持ちを伝えて頂くことから、就学相談は始まります。まずは通われている園にご相談ください。お子様が学校生活を送るために必要な教育と環境支援・配慮について一緒に考えていきましょう。

特別支援学校・支援学級・通級に関する参考になる情報
さきり「にじいろ子育てハンドブック」


Q: (※1) 専門調査とは何ですか？

A: 特別支援学校・特別支援学級への就学を希望する際には、『静岡市就学支援委員会』で審議する必要があります。そのための就学に関する調査を『専門調査』といい、調査員が通っている園を訪問し保護者面談・お子さまの園などでの様子の聞き取り等を行ないます。**専門調査には発達検査(幼児は1年以内)の検査結果や、場合によっては医師の診断が必要です。**

Q: 発達検査はどうしても必要ですか？

A: 今後の支援や就学先を検討するために、どうしても必要です。**医療機関にかかっていない場合、予約から診察、検査、検査結果が出るまでに1年近くかかる場合もありますので早目に医療機関にご相談ください。**

知っておきたい

学びの場の柔軟な見直し…就学時に小学校6年間の学びの場が全て決まるのではなく、お子さまの発達の様子や学校の環境等を考えながら、毎年、学びの場の検討ができます。

※学びの場とは、通常学級、特別支援学級、特別支援学校などです。

令和6年度および令和7年度 部会報告について

部会名	相談支援部会			
目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援事業及び相談支援事業の体制の整備や課題の共有及び解決に関すること ・指定相談支援事業者及び相談支援事業者同士の連携に関すること 			
部会員 (所属機関)	自立支援協議会委員：杉山委員、小林委員、佐野委員、澤井委員 関係機関：地域生活支援ネットワークコーディネーター、特定相談支援事業所、障がい者相談支援推進センター、障害福祉企画課、障害者支援推進課、精神保健福祉課 事務局：葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか			
現在 取り組んでいる 重点課題 ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください)	重点課題（1つ） (「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください)	取組ウエイト		
	児童発達支援の現状と早期療育に関する支援体制整備の必要性について	50		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 (「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください)	達成予定期日 ※2年以内としてください。		
	多重問題を抱える家族への支援の解決するために他機関連携ができています状態。	令和8年3月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	令和7年度第1回相談支援部会で課題を共有、テーマごとに部会内でチームを編成し、取組みを検討する。	5%		
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	主任相談支援専門員との協働にむけた検討	取組ウエイト	40
	終着点・成果	地域の相談支援体制を強化するため、自立支援協議会（相談支援部会）や基幹相談機能強化事業との連携等ができています状態。		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所評価 ・座談会 	のこりの取組ウエイト	10
令和6年度 終了した 重点課題	終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）			
	相談員の業務の負担軽減と質の向上に向けた勉強会（2種）の開催			
	成果			
	「業務効率化」及び「3層構造の理解」の2つをテーマとした勉強会やアンケートを企画・開催した。参加者の知識向上や事業所間の連携強化により、業務負担の軽減、相談員の質向上の一助となった。また、「相談支援事業所リスト」の更新・配布の見直し検討のきっかけとなった。			
HP掲載希望	つなごーか しずおか～障害福祉と高齢者福祉 支援者向けガイドブック～			

★重点+次点+その他のウエイトの合計が100としてください。

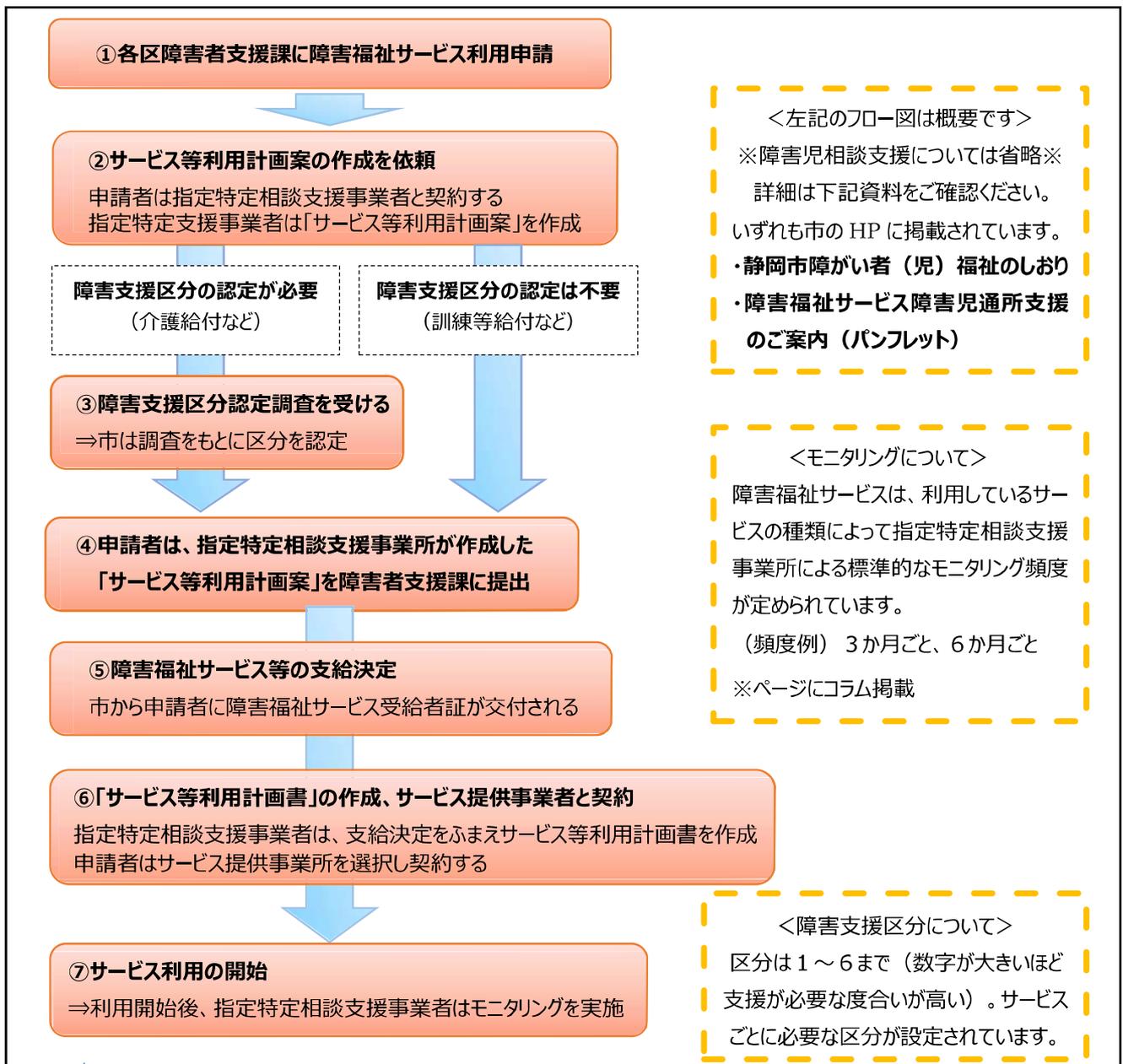
つなごーか しずおか
～障害福祉と高齢者福祉 支援者向けガイドブック～

令和5年4月1日 （令和7年7月7日改訂版）

作成 静岡市障害者自立支援協議会相談支援部会

本冊子は、令和3年度から令和4年度にかけて、静岡市ケアマネット協会と静岡市地域包括支援センターの協力もと作成しています。

障害福祉サービス利用の流れ



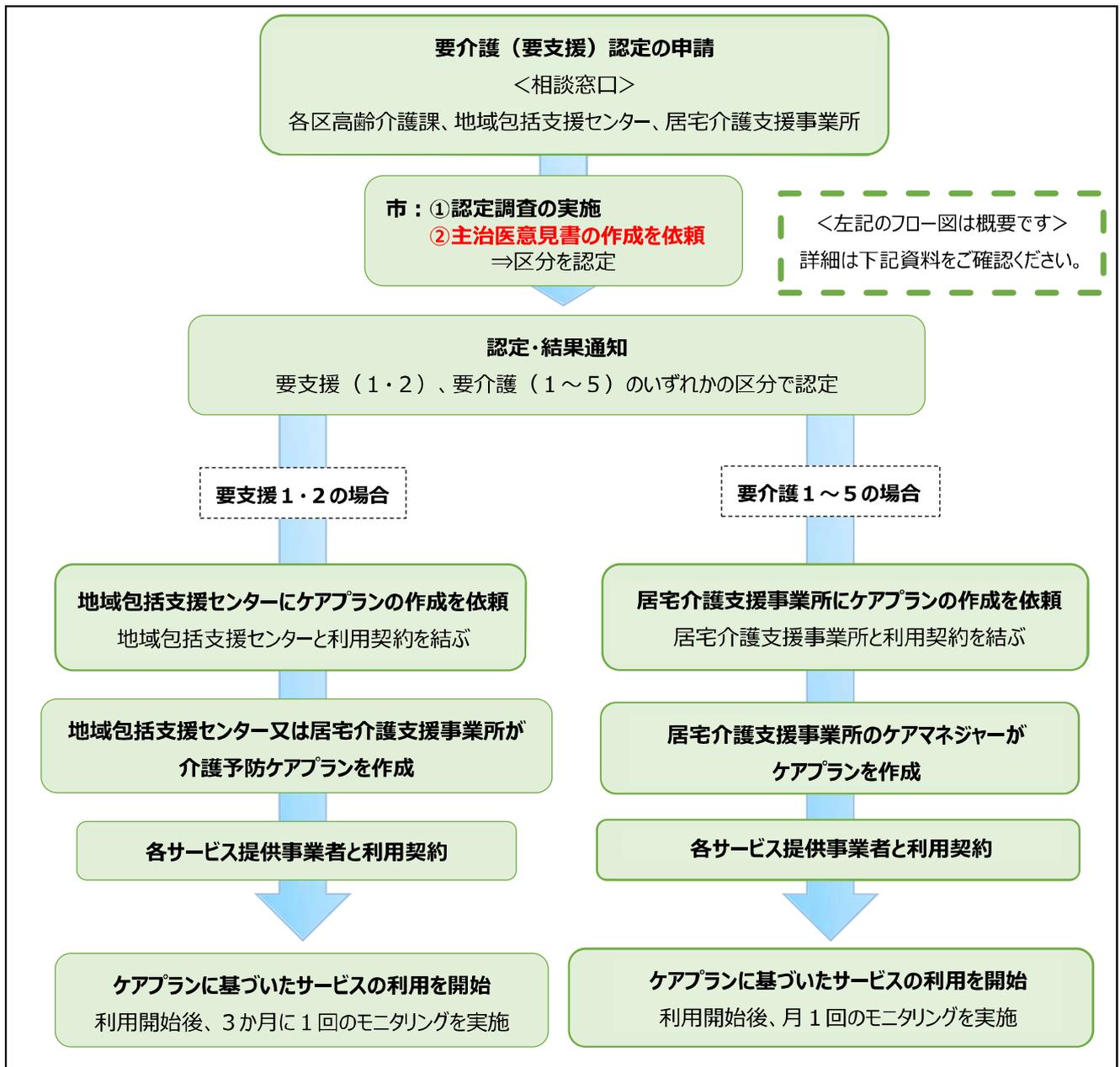
コラム

委託障害者相談支援事業所と地域包括支援センターについて

静岡市の委託障害者相談支援事業所は「身体障害」「知的障害」「精神障害」「重症心身障害」と障害種別ごと各区に1か所ずつ設置されています（重症心身障害は市内に1か所）。しかし、相談者が複合的な課題を抱えている場合もあるため、どの委託相談支援事業所も「障害の種別」を理由に相談を断らず、管轄区の市民の方からの相談を中心にワンストップ相談を目指しています。

地域包括支援センターは行政区よりもさらに細分化された日常生活圏域ごとに1か所ずつ設置されており、各圏域の総合相談や地域づくりを担っています。（詳しくは3、4ページ）

介護保険サービス利用の流れ



コラム

分野を超えた連携で支援体制を組むことができました！

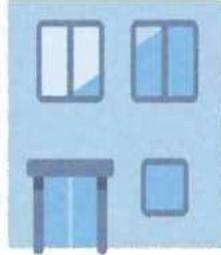
8050 世帯の支援に障害福祉支援者として携わった時の話です。高齢の母親と長年ひきこもり状態である子どもの2人世帯の支援を母親の支援機関と進めていましたが、母親が自宅で転倒し骨折したことで入院となってしまいました。子どもを福祉支援につなげるためには障害福祉支援機関と息子の間で時間をかけて関係性を構築する必要があり、そのためには母親の協力が欠かせません。このため、母親が入院中から、母親のケアマネジャーと母親が自宅で生活を再開できる方法を模索し、引き続き世帯の支援を継続する体制を整えることができました。

静岡市障害者相談支援における窓口と役割

委託相談支援事業所

障がいをお持ちの方やその家族から、日常生活に関する相談や、社会資源を活用するための幅広い相談を受け付けており、地域の相談支援の中心的な役割を担っています。

また、委託相談支援事業所間で連携し地域課題の共有などを行っています。



相談者

今の生活をもっとよくするために、自分が使えるような制度を教えてください！

※葵区 4 か所、駿河区 3 か所、清水区 3 か所設置

相談者が障害福祉サービスの利用を希望する場合、指定特定相談支援事業者について情報提供

困難事例は 3 機関が相互に連携し対応



指定特定相談支援事業者 (計画相談支援事業所)

相談者の申請に応じて障害福祉サービスの利用計画作成の援助や、ケアマネジメントを行います。

基幹相談支援センター

市全体の相談支援体制の整備や、障がい者の権利擁護・虐待防止の取組、施設や病院と連携し障がい者の地域移行・地域定着支援などを行っています。※市内に 1 か所設置

コラム

相談支援専門員とケアマネジャーは似ているようで違う・・・？

計画相談支援のお仕事をしていると利用者さんや他分野の関係者に「ケアマネさんみたいな仕事です」と説明することがありますが、実は細かな違いがあります。

- 1 障害福祉サービスでは利用するサービスごとに支給決定しているため、サービス支給量を変更する場合は新たに区役所の窓口へ申請し直す必要があります、時間がかかります。
- 2 障害福祉サービスでは、計画相談事業所は給付管理せず、各サービス提供事業者が個別に給付状況に合わせて請求しています。
- 3 障害福祉サービスは、サービスごとにモニタリング頻度が決まっているため、利用するサービスによって頻度が 3 か月に 1 回や 6 か月に 1 回などと違ってきます。そのため、利用者さんの近況を確認してみると「2 か月前からヘルパーさんの利用をやめています。」「通所先をやめて他の事業所を探しているところです。」などという事実が判明することもあります。

2 か月前にサービスを使うの辞めてます

えっ!?
(聞いてないよ・・・)



静岡市介護保険制度における窓口と役割

地域包括支援センター

①総合相談

医療・介護・介護予防・保健・生活支援などに関する相談に応じます。
(介護保険の認定申請代行や認知症に関する相談などにも対応します)

③高齢者の権利擁護

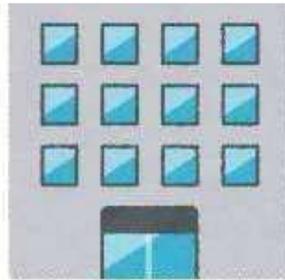
高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度活用のサポートや、虐待の早期発見と対応、防止を行います。

②介護予防のための支援

要支援の認定を受けた人や介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防ケアプランの作成や、地域の介護予防の取組を行います。

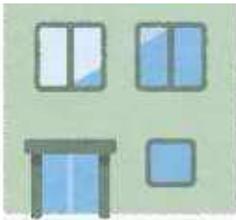
④住みやすい地域づくり

地域のケアマネジャーの指導・支援のほか関係機関とのネットワークづくりを行い、地域で高齢者に一体的な支援を目指します。



地域づくりを目的にネットワークを構築

居宅介護支援事業所



ケアマネジャーが常駐しており、ケアマネジャーを通じて介護保険サービスの利用をサポートします。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定を受けた方に対して、介護保険サービスの利用計画（ケアプラン）の作成や、サービス提供事業者との連絡・調整、介護保険サービスの評価・見直し（モニタリング）を行います。



コラム

「同じヘルパーなのにどうしてお金がかかるんだ！」と言われてしまいました

障害福祉サービスでヘルパーを利用中の方が、65歳になり介護保険サービスでヘルパーの利用へ移行した際にサービス利用料をめぐりトラブルになったことがあります。

障害福祉サービスも介護保険サービスも利用者の所得に応じて利用料を支払います。しかし、非課税世帯の最低自己負担額に差があり、障害福祉サービスは自己負担0円に対して介護保険サービスは1割負担のため、介護保険サービスの利用を開始するまで障害福祉サービスを利用してきた方は、突然利用料が発生し困ってしまいます。介護保険サービスへの移行の際に事前に説明したつもりでしたが、もう少し丁寧に説明しておくべきだったと思いました。

※介護保険サービスは一旦全額を自己負担し、後から申請で一部負担額が償還となる「償還払い」が適用されるサービスもあります。
(負担額の詳細は「静岡市障がい者（児）福祉のしおり」及び「静岡市の介護保険」をご覧ください)



今まで無料でヘルパーが使えていたのに、なんで65歳になったらお金を払わなきゃならないんだ！！

障害福祉サービスと介護保険サービスの比較表

※障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる際、利用者が同様のサービスを受け続けることを想定し
両サービスを比較するために作成したものであるため、サービスすべてを網羅しているものではありません。

	障害福祉サービス	介護保険サービス	
※介護給付	<p>・身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 (例) 入浴介助、排泄介助等</p>	<p>・身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 (例) 入浴介助、排泄介助等</p>	※在宅系サービス
	<p>・重度訪問介護 重度障害者の介護を身体介護、家事援助及び移動支援等の区分をなくし総合的に利用者提供します。(人工呼吸器等の家庭における見守り支援も可)</p>		
	<p>・家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。</p>	<p>・生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。</p>	
	<p>・通院等介助 通院時または、院内での支援を行います。 (移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等)</p>	<p>・通院等乗降介助 通院等のため、訪問介護員等が自ら運転する介護タクシー等への乗車または降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先若しくは外出先での受診等の手続き等を行います。</p>	※移動支援系サービス
	<p>・通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降における支援を行います。</p>		
<p>・同行援護 視覚障害者に対して外出の支援を行います (例) 通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等</p>	該当なし		

	障害福祉サービス	介護保険サービス	
※介護給付	<p>・行動援護 知的障害又は精神障害により行動障害が著しい障害者等であって常時介護を有する者に対して外出時の支援を行います。 (外出時の移動、排泄、食事介助等)</p>	該当なし	※移動支援系サービス
※訓練等給付	<p>・就労移行支援 一般企業への就労を希望する65歳未満の障害者に対して就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。</p>	該当なし	※通所系サービス
	<p>・就労定着支援 就労移行支援等を利用した後、一般企業に新たに雇用された障害者に対して、生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p>	該当なし	
	<p>・就労継続支援A型 65歳未満で一般企業への就労が困難な利用者に対して雇用契約に基づき、原則最低賃金以上の給料で就労し能力向上のために必要な訓練を行います。</p>	該当なし	
	<p>・就労継続支援B型 一般企業に雇用されることが困難な障害者に対して、生活活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。給料は工賃として支払われます。</p>	該当なし	

	障害福祉サービス	介護保険サービス	
※訓練等給付	<p>・生活介護 常に介護を必要とする障害者が事業所に通所し、入浴や排せつ、食事などの介護支援を受けるとともに、創作活動や生産活動などを行います。</p>	<p>・通所介護（デイサービス） 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう通所し、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで行います。</p>	※通所系サービス
	<p>・自立訓練（機能訓練・生活訓練） 地域生活を営む上で、必要となる訓練を行います。（入浴、排泄、食事等）</p>	該当なし	
※介護給付	<p>・共同生活援助（グループホーム） 障害者が共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護そのほかの日常生活上の援助を行います。具体的には以下の種類があります。</p>	<p>・認知症対応型共同生活介護 認知症の診断がついている、要支援2以上の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。</p>	※居住系サービス
	<p>1 介護サービス包括型 主に夜間や休日に食事の用意や入浴などの生活支援をグループホームの職員が提供し日常生活上の援助を行います。</p>		
	<p>2 外部サービス利用型 主に夜間や休日に食事入浴などの生活支援を居宅介護事業所（障害福祉サービス）へ委託し、日常生活上の援助を行います。</p>		
	<p>3 日中サービス支援型 上記の2つのグループホームとは違い、日中の時間もグループホームの職員が日常生活上の援助を提供し、日中もグループホームで過ごすことが出来ます。</p>		

	障害福祉サービス	介護保険サービス	
※介護給付	<p>・短期入所（ショートステイ） 利用者に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事などの介護を受けることができます。</p>	<p>・短期入所生活介護（ショートステイ） 利用者に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事などの介護や機能訓練を行うサービスです。</p>	※居住系サービス
	該当なし	<p>・小規模多機能型居宅介護 中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続出来るようデイサービスを中心に訪問介護やショートステイを一つの事業所でサービス提供を行っています。</p>	
※訓練等給付	<p>・自立生活援助 地域で生活する方へ定期的な訪問など地域で日常生活をするための相談を行います。</p>	該当なし	
※個別に利用申請が必要なその他の支援	<p>・移動支援 利用者の移動に制約がある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出する際において必要な介助を行います。 （例）買い物、サークル活動等</p>	該当なし	
	<p>・日中一時支援 利用者を日常的に介護している家族が、病気、冠婚葬祭、看護、レジャー等のために一時的に介護ができない場合において宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護を行います。</p>	該当なし	

障害福祉サービス	介護保険サービス
<p>※個別の申請が</p> <p>・重度身体障害者訪問入浴サービス <u>(介護保険非該当者で、家庭での入浴が困難な肢体不自由1・2級の方のうち、医師が入浴可能と認めた場合)</u> 訪問入浴車が自宅に訪問し利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭の介助を行います。</p>	<p>・訪問入浴介護 訪問入浴車が自宅に訪問し利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭の介助を行います。</p>
<p>該当なし ※医療保険又は自費で利用可能</p>	<p>・訪問看護 医師の指示に基づいて看護師などが家庭を訪問し、褥瘡の処置、点滴管理等の必要な看護や家族へのアドバイスを行います。</p>
<p>該当なし ※医療保険又は自費で利用可能</p>	<p>・訪問リハビリテーション 医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。また、福祉用具の使用法の指示も行います。</p>

※在宅系サービス

サービスについて詳しく知りたいときは

- ★各サービスの詳しい内容については静岡市が発行している「障がい者（児）福祉のしおり」や「静岡市の介護保険」など確認し、各区の担当窓口にお問い合わせください。
- ・障害福祉サービス提供事業所は静岡市HPで「障害福祉サービス事業所・障害福祉施設等の紹介」と検索するとサービス提供事業所一覧が確認できます。
- ・介護保険サービス提供事業所は静岡市HPで「介護保険サービス事業者一覧」と検索するとサービス提供事業所一覧が確認できます。

障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際のイメージ

☆☆☆ ケース1 ☆☆☆

<移行前に利用中のサービス>

(障害福祉サービス)

- ①居宅介護(家事援助)
- ②就労継続支援B型
- ③通院等介助

65歳に
年齢到達

<移行後に利用するサービス>

(介護保険サービス等)

- ①生活援助
- ②就労継続支援B型
(障害福祉サービス)
- ③移乗・乗降等介助

※就労B型については65歳以上も
継続利用可能か確認が必要

移行の際は、
関係者で確認
しましょう！

☆☆☆ ケース2 ☆☆☆

<移行前に利用中のサービス>

- ①居宅介護
(身体介護・家事援助)
- ②生活介護
- ③短期入所
- ④日中一時支援
- ⑤訪問入浴サービス

65歳に
年齢到達

<移行後に利用するサービス>

- ①身体介護・生活援助
- ②通所介護(デイサービス)
- ③短期入所生活介護
- ④ -
- ⑤訪問入浴介護

<65歳になる前にアナウンスしてほしいこと>

1. 介護保健サービスの利用料発生に関して

障害福祉サービスを無料で利用できていた方でも、支払う必要がある可能性があります。
(4ページ「コラム」に関連した情報を記載しています。)

2. 障害年金を受給中の方に関して

65歳に到達した際など、老齢年金等の障害年金以外の年金受給権が発生し、受給する年金の切り替え選択ができるようになることがあります。別の年金に切り替えることで受給額が変動(増額又は減額)する場合があります。

3. 医療費助成に関して

65歳になるのを境に、65歳前と同じ医療を受ける際に医療費の助成対象にならない場合があるため注意が必要です。

<例> 重度心身障害者医療費助成制度を利用する方について、65歳までは通院・入院医療費両方に助成されますが、市民税課税世帯で65歳以上の方は入院分が助成対象外です。

<委託相談支援事業所一覧> ※この一覧表のみ、令和7年4月1日からの相談窓口名称変更を反映しています

所在区	主な障害種別	相談窓口名	住所	連絡先
葵区	身体障害	葵区障がい者相談支援センター済生会じょうとう	葵区城東町 24-1	249-3222
	知的障害	葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗	葵区慈悲尾 180	278-7828
	重症心身障害	静岡市障がい者相談支援センターアグネス静岡	葵区城北 117	249-2833
	精神障害	静岡市支援センターなごやか	葵区城東町 24-1	249-3189
駿河区	身体障害	駿河区障がい者相談支援センターピアサポート	駿河区曲金 5-4-58	287-5588
	知的障害	駿河区障がい者相談支援センター済生会れいわ	駿河区曲金 5-3-30	285-0789
	精神障害	静岡市支援センターみらい	駿河区曲金 3-1-30	285-8870
清水区	身体障害	清水区障がい者相談支援センターそら	清水区庵原町 219-18	366-7781
	知的障害	清水区障がい者相談支援センターわだつみ	清水区駒越西 2-10-10	335-1031
	精神障害	はーとぼる	清水区村松原 3-14-8	337-1746

<地域包括支援センター一覧>

所在区	センター名	住所	連絡先	所在区	センター名	住所	連絡先
葵区	城西	葵区駒形通 4-11-15	204-3335	駿河区	大里中島	駿河区中野新田 349-1	280-4970
	安西番町	葵区安西 3-20	204-2626		大里高松	駿河区登呂 5-9-22	203-3385
	城東	葵区安東 2-13-1	295-9993		長田	駿河区みずほ 2-12-7	268-5080
	井川	葵区井川 1133-2 (※窓口機能のみ)	260-2227		丸子	駿河区丸子 2-4-16	270-8720
	伝馬町横内	葵区音羽町 7-18 KGMビル 103号室	207-8111	清水区	港北	清水区本郷町 5-8 セブンスターマンション1階	371-0296
	城北	葵区竜南 2-1-38	292-6450		興津川	清水区承元寺町 1341	369-3482
	千代田	葵区沓谷 6-20-1 ル・シエル 101	207-8602		両河内	清水区和田島 688	343-1515
	長尾川	葵区瀬名 1-16-8 ロジマン 21 1-A号室	265-9511		港南	清水区渋川 3-8-27 ヴィアレスポワール 101	625-6663
	美和	葵区与左衛門新田 74-6	296-1100		岡船越	清水区船越 1-1-1	376-6651
	賤機	葵区昭府 2-7-17	251-7772		高部	清水区柏尾 387-2	347-5271
	安倍	葵区依沢 38-1	294-8400		飯田庵原	清水区石川本町 5-7	364-6631
	服織	葵区羽鳥 6-4-3 スニッピビル 1階	659-8585		松原	清水区宮加三 19-1 エルヴァス B	337-0500
藁科	葵区富沢 1542-46	270-1804	有度	清水区長崎新田 296-5	344-7721		
駿河区	小鹿豊田	駿河区小鹿 1-1-24	284-0284	蒲原由比	清水区蒲原 721-4	385-5595	
	八幡山	駿河区有東 2-12-10	202-6677		清水区由比北田 450 (※窓口機能のみ)	376-0417	
	大谷久能	駿河区大谷 2-24-25	236-0778				

※その他、詳しい情報については各区の担当窓口にお問い合わせください

令和 6 年度および令和 7 年度 部会報告について

部会名	権利擁護・虐待防止部会		
目的・内容	障がいのある人の権利擁護・虐待防止を図るため、関係機関と連携した対応を協議する		
部会員 (所属機関)	委託相談支援事業所（3名）、計画相談支援事業所（1名）、まいむ・まいむサービス調整コーディネーター（1名）、障害福祉サービス事業所（3名）、権利擁護関係機関（1名）		
現在 取り組んでいる 重点課題 ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください)	重点課題（1つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウエイト	
	虐待防止センターと行政との、虐待対応における連携強化に向けた取り組み	60	
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※ 2 年以内としてください。	
	虐待防止センターと行政機関が相互の役割や立場を理解し、虐待発生時に円滑な連携ができています	令和 8 年 3 月	
	現時点での進捗状況 令和 6 年度に虐待防止センターと行政機関を対象として虐待対応の基礎に関する勉強会を開催した。今年度も、更に相互理解を深められるよう好事例の紹介やグループワーク等を含めた勉強会を実施予定。	進捗率 50%	
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	権利擁護・虐待防止に係る普及啓発	取組ウエイト 40
	終着点・成果	市内障害福祉サービス事業所が虐待防止と権利擁護について共通認識を持てている状態	
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名		のこりの取組ウエイト
令和 6 年度 終了した 重点課題	終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）		
	緊急時及び強度障がいのある方等に向けた受け入れ体制構築のための取組		
	成果		
	入所施設連絡会及びグループホーム連絡会で虐待防止に関する研修を実施し、施設内で起こりやすい虐待やその原因、また養護者虐待の基本的な対応等について認識を共有した。		
HP 掲載希望	希望なし		

★重点+次点+その他のウエイトの合計が 100 としてください。

令和 6 年度および令和 7 年度 部会報告について

部会名	就労支援部会			
目的・内容	障がいのある方の就労に関する課題を共有し、改善策の検討及び実現に向けた取り組みを行う			
部会員 (所属機関)	自立支援協議会委員：佐高委員、鈴木委員、田中委員、山下委員 関係機関：計画相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所、静岡手をつなぐ育成の会、オールしずおかベストコミュニティ、静岡障害者職業センター、静岡市発達障害者支援センター、障害者相談支援推進センター、商業労政課 オブザーバー：静岡県立静岡北特別支援学校/事務局：障害福祉企画課、精神保健福祉課			
現在 取り組んでいる 重点課題 <small>※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください)</small>	重点課題 (1つ) (「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください)	取組ウエイト		
	学生や求職者の就労移行支援事業所の認知拡大	90		
	課題解決 (進捗度 100%) とみなす終着点と得られる成果 (「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください)	達成予定期日 ※ 2 年以内としてください。		
	就労移行事業所に関する情報発信により、学生や求職者の認知が拡大されている状態 <学生 (保護者) 向け> ・就労移行事業所見学ツアー、説明会 (各 1 回/年の開催) <求職者向け> ・障害者就職相談会へのブース出展 (1 回/年の出展) ・就労移行支援事業所説明資料の周知 (自立支援協議会 WEB ページへの公開)	令和 9 年 3 月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	就労支援部会 就労移行事業所連絡会 第一回 (就労移行事業所見学ツアー、説明会、障害者就職相談会へのブース出展の開催準備の現状報告)		40%	
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	就労選択支援 (令和 7 年 10 月施行) の情報共有及び意見交換	取組ウエイト	10
	終着点・成果	就労選択支援の制度が関係者に周知されたうえで、開始されている状態		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名		のこりの取組ウエイト	
令和 6 年度 終了した 重点課題	終了した重点課題 (があれば、ご記入ください。)			
	学生や求職者の就労移行支援事業所の認知拡大のうち、 ・市内大学に対する就労移行支援の理解促進 (市内 6 大学の説明完了) ・就労移行支援事業所説明資料の作成完了			
	成果			

	<p>○就フェス【令和7年1月23日 開催】</p> <p>↳「就労移行支援事業所が企業に対して就労移行支援事業について説明する場」から、「一般企業が障がいのある方にたいして業務内容などについて説明を行う場」に変更。一般企業10社を迎え実施した。来場者数は202名（うち一般来場者186名）で、昨年度の173名を上回る結果となった。満足度72%で、いろいろな企業を知ることができよかったとの声を多数いただいた。</p> <p>○地域資源見学ツアー【令和5年7月2日、5、8、10日 開催】</p> <p>↳放課後等デイサービスの職員が就労移行支援事業所を見学した。延べ見学者数31名となり、昨年度の18名を上回る結果となった。就労移行支援事業所の役割や機能がとても理解できたという声を多数いただいた。</p>
HP掲載希望	就労移行支援事業所説明資料

★重点+次点+その他のウェイトの合計が100としてください。

働くことや就職活動に悩みや不安がある方へ

今、あなたはどんなことに困っていますか？

まずは悩みごと、困りごとを整理してみよう

働きたい！と思ってもなかなか不安や困りごとが多く行動に移せないという方、まずは下のチェックリストで整理しましょう。

Check!

- 働いたことがないので、働くことがイメージできない
- 転職回数が多く、長続きしない
- 以前働いていた職場でコミュニケーションの困り事があった
- ブランク期間が長いのですが、大丈夫？
- 体調が不安定でも働くことってできますか？
- 自分に合っている仕事や環境がわからない
- 過去の嫌なことを思い出して落ち込んでしまう
- そもそも就職活動ってどうすればいいの？
- 自分にできる仕事がわからない ...

一つ以上
当てはまった方は

そのお悩み、もしかしたら 就労移行支援で解決できるかも！



就労移行支援とは

障害のある方の就職サポートに特化した通所型福祉サービスです

就労移行支援事業とは、福祉サービスのこと。

「就職活動」や「就労後の定着」など「はたらくこと」に困り感や不安のある方が使用できるサービスです。

障害福祉サービスの「訓練型給付」にあたります。自分に合った就労移行支援事業所を選んで利用しましょう。不安、困り感などを「就職のプロ」「福祉のプロ」に相談して、お悩みを解決していきましょう



利用事例 30代 うつ 女性

通院先から紹介されて利用しました。就職活動自体あまり経験がなかったの
で、面接練習や書類作成のサポートなどが特に助かりました。インターン実
習で気づいた自身の「コツコツ作業」できる強みを活かして、現在は事務補
助職に就労し、周囲の方のサポート業務をやりがいをもって行っています。

どうやって利用するの？ 詳細は裏面へ

就労移行支援ってなにををるところ？

Check! 就労移行支援で受けることのできる就職活動のステップ

あなたの体調や状況、スキル、希望に合わせた個別の支援計画に沿ってステップアップできるよう、支援員のサポートを受けながら就職活動することができます。

就職準備



企業実習



就職活動



職場定着



Q&A

Q 就労移行支援事業所を利用するためにはどんな手続きがありますか？

A お住まいの地域の役所で利用の相談と申請を行います。

Q どんな人が利用できますか？

A 就職活動や継続に困り感のある方、現在お仕事をされていない方（退職みこみなど）

Q 利用にあたって利用料はかかりますか？

A 利用料は福祉サービスのため行政に確認しましょう。

Q 利用できる期間はどのくらいですか？

A 上限は2年です。

Q 利用の流れはどうなっていますか？

A 下の利用の流れを確認しましょう

利用の流れ

事業所への 問い合わせ

お電話やメールでまずは気になる事業所問い合わせ

説明・見学 相談

事業所見学の際詳しい説明を聞きましょう。

体験利用

入所後のミスマッチを防ぐためまず体験利用することができます

受給者証申請

区役所の窓口で移行支援の利用申請、書類を用意して手続きです！

利用計画作成

移行支援の利用目的や訓練内容を記載した「サービス等利用計画」を作成

サービス 利用開始

受給者証が発行されると事業所と契約してサービス利用スタート！

静岡市の就労移行支援事業所

アクセスジョブ静岡

静岡市葵区鷹匠2-25-22 TEL 054-271-3990

ウェルビー静岡駅前センター

静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7階
TEL 054-204-1340

ウェルビー静岡駅前センター

静岡市葵区御幸町11-30エクセルワード静岡ビル3階311
TEL 054-266-3091

けやきワークセンター

静岡市葵区慈悲尾180-5 TEL 054-276-1822

清水ドリームビレッジ

静岡市清水区万世町2-8-2 TEL 054-355-1800

G-STEP

静岡市葵区大岩4丁目25-43 城北公園クリニック
TEL 054-266-3011

チャレンジジャパン 静岡センター

静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7階
TEL 054-204-3135

ディーキャリア 静岡オフィス

静岡市葵区紺屋町4-8 ガーデンスクエア第3ビル7階A
TEL 054-204-6077

LITALICOワークス 静岡

静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3階
TEL 054-205-7177

LITALICOワークス 静岡第2

静岡市葵区御幸町4-2 ポワゾンビル6階
TEL 054-275-3761

令和 6 年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で 6 枠埋められるようにお願いいたします。）
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

葵 区

① 検討月： 5月

キーワード：50 代、身体障害、入浴支援からの地域移行、単身生活、サービス調整の困難さ

重度の障害（身体 1 級）のある方が、自らの意思によって施設を退所して、サービスを活用して地域で単身生活を送ることができた事例。

② 検討月： 10月

キーワード：精神・知的障害、愛着障害、計画相談の引継ぎ、意思決定支援、利用者と支援者の距離感の大切さ、事業所間連携の困難さ

本人に困り感がなく、周りが振り回されてしまう事例

③ 検討月： 11月

キーワード：未就学児、A S D、児童発達支援の困難さ、多職種連携、サービスや制度の理解

サービスや制度の理解ができていないことによって、私立保育園と児童発達支援事業所で連携が難しかったケース

④ 検討月： 12月

キーワード：知的障害の夫婦、共依存による不安定な関係、金銭問題、過度な要求

30 代後半の知的障害（療育 B）の夫と 50 代の妻の 2 人暮らしの家庭。夫を中心として夫婦の生活支援を行っている事例

⑤ 検討月： 1月

キーワード：精神障害（統合失調症）、触法障害者、出口支援、地域での見守り体制、フォーマル・インフォーマル

今後どんなことを知っているかと安心して触法支援を行うことができるか学ぶための事例

⑥ 検討月： 2月

キーワード：精神障害、独居、被災後支援、チームアプローチ、インフォーマル支援、ピアサポーター支援

被災後、本人の意向に沿って地域と連携しながらチームアプローチで支援をした好事例

★ 上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

令和 6 年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で 6 枠埋められるようにお願いいたします。）
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

駿河 区

① 検討月： 6月

キーワード：子ども・子育て、指定学校変更・小規模特認校制度、コミュニケーション困難

学区外の中学校に通う中学 3 年生女兒のケース。コミュニケーションを取れる人物が限られており、本人の意思確認が困難。母親にも理解力の乏しさがあり、今後の支援についての検討に難渋している事例。

② 検討月： 8月

キーワード：精神障害者、生活困窮、共依存

母と息子の二人世帯（母子ともに精神障害）。生活困窮の相談に対応しているが、支援者の提案を息子が拒否をするため支援に至らない。母親に対する経済的搾取も疑われるが、共依存関係も見られ、介入が困難な事例。

③ 検討月： 10月

キーワード：8050 問題、高齢と障害の連携、アルコール問題

認知症が進行する高齢の母と、アルコール性肝硬変を患っている知的障害の息子（50代）の二人世帯。母子共に施設入所や GH は拒否しており、このまま一緒に暮らすことを望んでいるが、高齢・障害の支援者の中でも様々な意見があり、支援の方向性が定まらないケース。

④ 検討月： 12月

キーワード：知的障害、強度行動障害、子育て

強度行動障害ゆえに本人の特性に対応出来る事業所が限られ、それぞれの事業所の利用頻度も限られることで、本人に適したルーティン化が難しい。そのなかで支援事業所が減ることで区内では支えられず問題が悪化したケース。

⑤ 検討月： 1月

キーワード：重層的支援、就学支援、保護者支援

保護者の主訴がたびたび変わり支援方針が立てづらい。家庭の中に支援の必要な当事者が複数いるため、事例そのものの把握な困難。当事者どうして互いに主張が合わないケース。

⑥ 検討月： 2月

キーワード：児童発達障害、ひとり親、保育所等訪問支援事業

ひとり親家庭でこども園を利用している児童。保育所等訪問の際に「支援級に行った方が良いのでは」と支援者に勧められた母が一時期療育困難になり福祉サービス等への不信感を募らせたケース。

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

令和 6 年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で 6 枠埋められるようにお願いいたします。）
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

清 水 区

① 検討月：7月

キーワード：一般就労 送迎サービス フォーマル/インフォーマルサービス 身体手帳 2 級 山間地

右片マヒあり身体手帳 2 級 56 歳男性。発症前の職場で継続雇用が叶うが自身で運転できず、自宅が山間地のため公共交通機関もなく妻が職場まで毎日送迎している。毎日 2 往復、計 4 時間の運転で妻も疲弊しているため何か考えられる手段（サービス）はないか？夫婦共倒れになりうる事例。

② 検討月：11月

キーワード：障害児 保育所等訪問支援 親の理解 支援者の理解

多動・衝動性がある児童。診断は「グレーゾーン」「多動傾向」であり「知的には平均だし、大きくなれば落ち着くかも」と主治医に言われている。児発と訪問支援を利用している。こども園、支援者、母親で意見の相違がある事例。

③ 検討月：12月

キーワード：特別支援学校 療育手帳 A 保護者不在 進路先 行政とのギャップ

母親・1 歳上の兄と共に生活していたが母死去にともない保護者不在となり祖父母宅で生活。中学部卒業にあたり進路先が確定しない。学校としては家庭状況に危機感を持っているが、親族がいることや療育不全になっていないことなどから行政の捉えにギャップがある。

④ 検討月：1月

キーワード：療育手帳 A 自閉症 委託と計画の協働 粗暴行為 家庭生活は困難

21 歳男性、有期限の入所施設へ入所中。令和元年より関わり開始。令和 3 年 5 月頃より本人が不安定になり家庭内での粗暴行為や特性から来るこだわりが強くなる。家庭での養育の限界を感じた母より SOS が入る。委託相談にも介入依頼し協働していくこととなった。

⑤ 検討月：2月

キーワード：触法ケース 精神保健福祉手帳 繰り返される窃盗 取り巻きの悪友

58 歳女性、精神保健福祉手帳あり。生活保護を受けアパートで单身生活。一般就労や結婚歴と出産経験がある。45 歳の時に統合失調症を発症。入退院を繰り返す中で、地域に戻るたびに万引きや窃盗を繰り返すようになっていた。生保仲間、患者仲間 で 4 人の悪友がおりそそのかされて犯罪行為を行ってしまう。

⑥ 検討月：3月

キーワード：金銭問題 多額の借金 日常生活自立支援事業 精神保健福祉手帳

42 歳女性、うつ病、生活保護、アパートにて单身生活をしている。精神手帳 3 級 障害区分 3(家事援助・短期入所)。R6.5 に浪費により光熱費が払えなくなり気持ちが大きく落ち込み著しく症状悪化。委託相談も関わり日常生活自立支援事業を利用することになる。申し込みから半年後、利用に際しての面談が入るがそこで多額の借金が発覚し、返済の目途が立つまで利用できないことになる。

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

令和7年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で6枠埋められるようにお願いいたします。）
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

葵 区

① 検討月： 5月 （事例検討をした月を記入してください）

キーワード：外国籍 言語問題 文化の違い 合理的配慮（通訳）外国籍利用者の増加

外国籍の方へのコミュニケーションや文化の違いにより、対応困難となった事例

② 検討月： _____

キーワード： _____

③ 検討月： _____

キーワード： _____

④ 検討月： _____

キーワード _____

⑤ 検討月： _____

キーワード _____

⑥ 検討月： _____

キーワード _____

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

令和7年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で6枠埋められるようにお願いいたします。）
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

駿河区

① 検討月： 5月

キーワード： 児童養護施設、児童自立支援施設、虞犯少年

幼少期から児童養護施設、児童自立支援施設などを転々とし、不適切行動を繰り返し一時保護中だった少年が初めて障害福祉サービスにつながる際の支援ケース。

② 検討月： _____

キーワード： _____

③ 検討月： _____

キーワード： _____

④ 検討月： _____

キーワード _____

⑤ 検討月： _____

キーワード _____

⑥ 検討月： _____

キーワード _____

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

静岡市基幹相談支援センター機能強化事業実施に伴う取り組み

(※全市基幹/各区基幹(委託)相談連絡会 障害福祉企画課資料を一部抜粋)

令和6年3月の国要綱改正等により、障害福祉企画課所管の各区の身体・知的、全市の重心の委託相談支援センターの仕様書が変更となり、「基幹相談支援センター」となった。これに伴い、令和7年度より「全市基幹/各区基幹(委託)相談連絡会」を発足した。

【基幹相談支援センターの役割概要】

相談支援体制の強化を図るために、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取り組みを実施する。

【連絡会参画の事業所】

全市基幹相談支援センター、各区事務局会議の事務局を担う委託相談、障害福祉企画課、精神保健福祉課
 ※全市基幹・身体・知的・重心の委託相談については、機能強化事業の担当職員が主な参加メンバーとする

◆第1回全市基幹/各区基幹(委託)相談連絡会を、令和7年5月29日に開催した。

【連絡会の目的】

静岡市全域共通の相談支援体制づくりだけでなく、各区の強みが活かされる相談支援体制になる仕組みづくりにつなげ、既存のものも活用しながら人材育成及び地域づくりを考えていく連絡会として活動を行っていく。

★今後、整理していく内容

- ・全市基幹、委託相談支援センター(各区基幹)に求められる基幹業務の検証
- ・全市基幹と各区基幹に期待される役割を明確にしていくための事業計画の作成
- ・地理上の強み、各区基幹・委託相談の強みを活かした役割分担による事業の実施
- ・主任相談支援専門員との連携(協働)
- ・相談支援部会や自立支援協議会で報告できる形を想定しながら、各区連絡調整会議の場を活用して、協議(意見聴取)が行える場となるための運営の工夫

★連絡会開催は、奇数月の第3火曜日(14:00~16:00) 必ず定期開催ではなく協議内容に応じて

共有ツールとして、委託元担当課以外の事業所でメーリングリストを作成した。

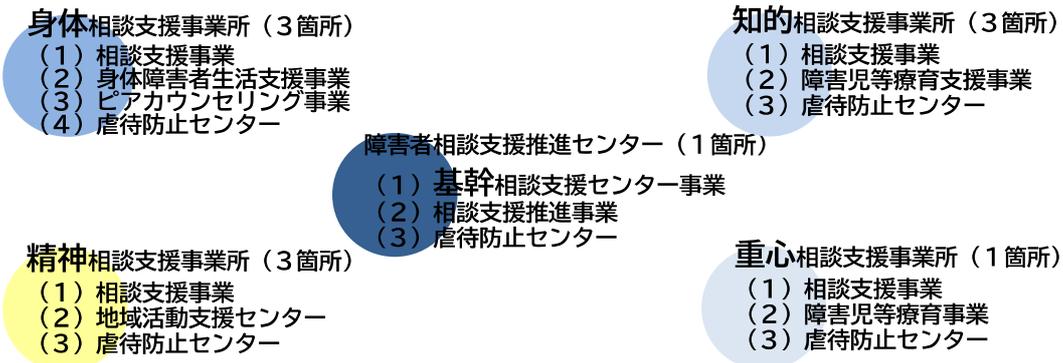
文責:静岡市障がい者相談支援推進センター 長坂

令和6年度 障害者等相談支援事業について

1 概要

障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題について、障害者・障害児及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援を行う。

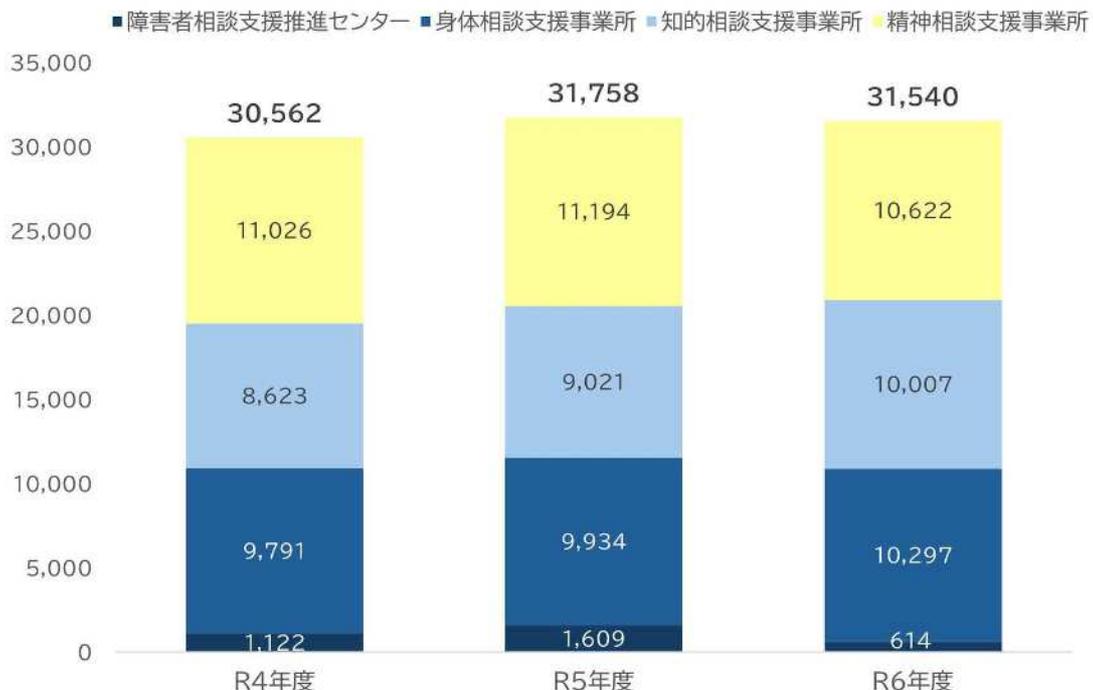
【実施体制】



2 相談支援の実績

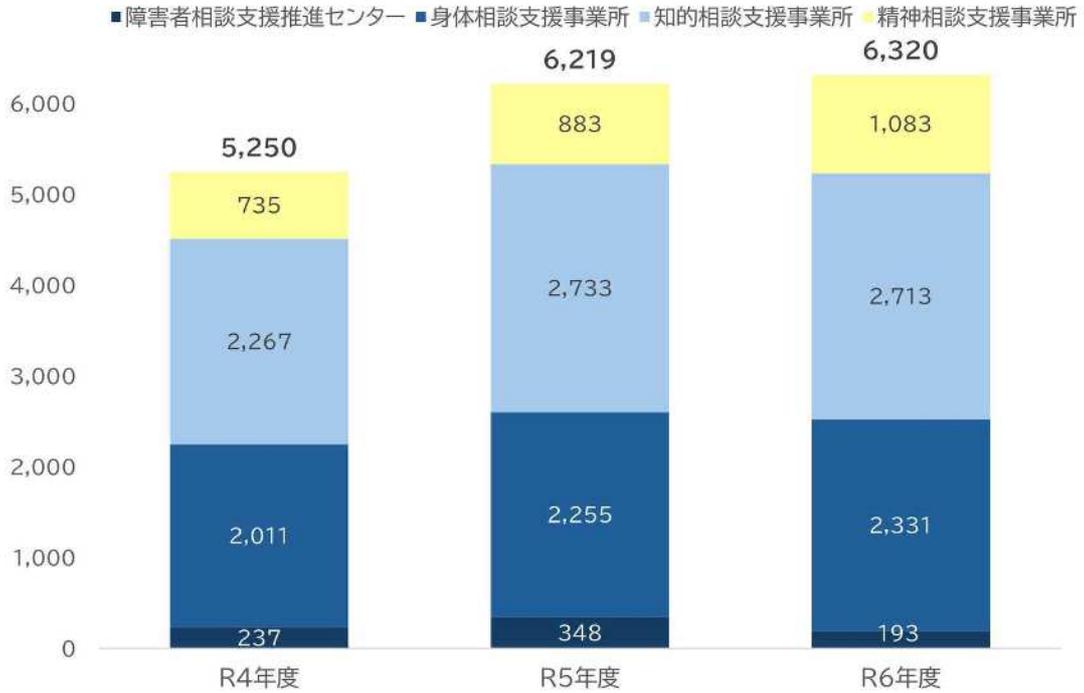
相談件数は 31,540 件であり、前年度から 218 件減少とほぼ横ばいで推移。

（表1）相談件数の推移



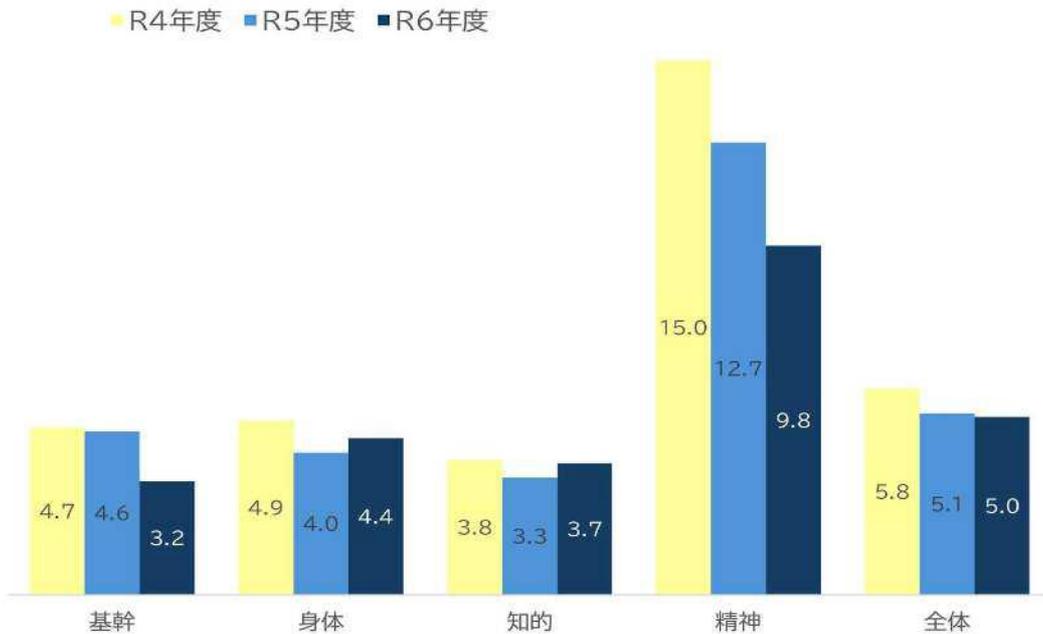
相談実人数は6,320人となり、前年度と比較して101人増加した。

(表2) 相談実人数の推移



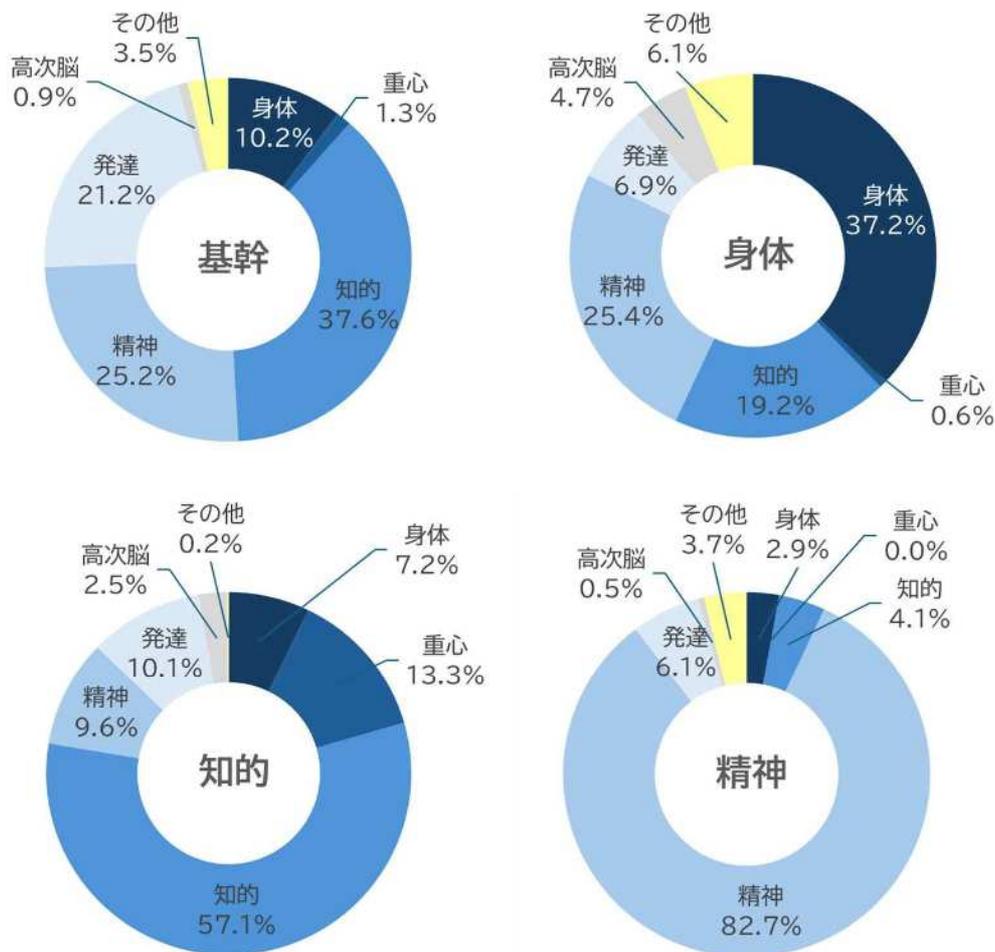
また、1人あたりの相談回数の全体平均は、前年度の5.1回から5.0回とほぼ横ばいとなった。

(表3) 1人あたりの平均相談回数



各事業所とも基本的にはそれぞれ専門とする障がい種別の相談者を対応しているが、表4に示すとおり、特に身体相談支援事業では、身体障がい以外の相談者が62.8%を占めており、障がい種別を問わず、対応にあたっていることが分かる。

(表4) 相談者の障がい種別割合(事業所別)



各相談支援事業所の対応方法上位3つが表5のとおり。
 身体・知的・精神相談のいずれも「電話相談」と「関係機関への連絡・案内」が主な対応方法となっている。

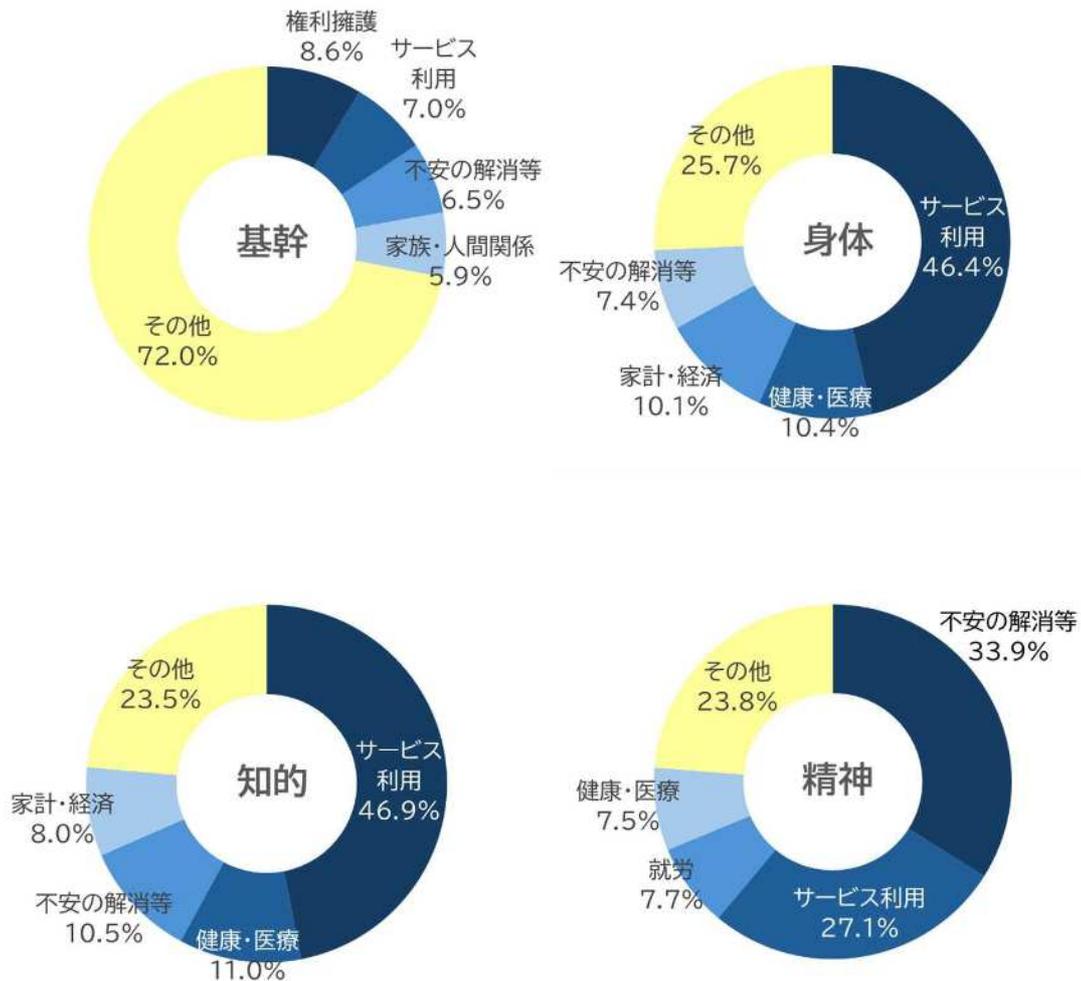
(表5) 相談支援の対応方法

	基幹	身体	知的	精神
1	電話相談 27.2%	電話相談 43.8%	関係機関への連絡・案内 40.7%	電話相談 52.4%
2	訪問 27.2%	関係機関への連絡・案内 29.0%	電話相談 33.9%	関係機関への連絡・案内 36.1%
3	個別支援会議 15.1%	電子メール 9.0%	訪問 7.1%	来所相談 6.3%

相談支援事業所別の主な相談内容が表6のとおり。

身体・知的・精神の事業所ともに「サービス利用」が上位にあり、身体・知的相談支援事業所では45%以上を占めている。

(表6) 主な相談内容



3 相談支援事業全般についての各事業所で分析・課題等（報告書より抜粋）

【困難事例】

- ・令和6年度の相談対応をとおして、1人が複数の課題を抱えているケース、高齢者を含む家族全体で問題を抱えているケースがますます増えている印象を受けた。
- ・相談内容として「若年層の困難ケース」や「家庭での生活が困難であるが入所施設等の福祉サービスでの対応も困難なケース」などがあげられる。
- ・問題の多様化や複雑化、児童から高齢者まで含めた全体的支援が求められるケース

が増えていることから、さらなる幅広い知識の習得やより一層のスキルアップをしたい。

【緊急時の対応】

- ・介護者である親の高齢化により、親亡き後や、介護者の手術や入院などの緊急時の対応などに対する相談は常に多い。重症心身障害児者の利用できる入所や短期入所の施設は限られていて、特に医療的ケアがあると、レスパイトの利用でも利用希望が重なって予約が取れないことも増えている。
- ・常時介護が必要な重症心身障害児者の利用できる事業所は限られている。特に医療的ケアがあると、誰にでも介助ができるわけでもなく、入院中の預け先が見つからず、主介護者である母は受診をためらったり、手術や検査を先延ばしにする事例も見受けられる。
- ・緊急時の対応については、以前から市全体で受け入れ体制を整える必要があると課題には上がっているが、解決に向けた取組はまだ進んでいない。重症心身障害児者の本人や家族が安心して過ごせるような緊急時の支援体制を考えたい。

【家族支援の難しさ】

- ・8050 問題など高齢の保護者が抱えていた障害の疑いのある息子や娘について、地域包括支援センターからの依頼で介入するケース、ご本人だけでなく、その家族に対する支援が必要なケースもあり、相談内容が多岐に渡っている。委託相談だけでは対応が難しいケースが年々増えており、多くの関係機関との連携や同行や代行支援を中心として手厚い支援が継続的に必要となっている。
- ・介護サービスに繋がっていない高齢障害者、繋がっていても介護保険だけでは対応が難しい高齢障害者の相談が介護分野より多くあり、連携を図った上で対応した。今後もこのようなケースは増えていくと思われる。

【関係機関との連携】

- ・区の事務局会議で行う事例検討の前の段階では勉強会やミニレクチャーを企画し、普段障害にあまり関わることのない包括支援センターやこども分野の出席者の方にも敷居が高くない事例検討になるよう心がけた。また、主任相談支援専門員とも積極的に連携をとり、事務局会議の進め方や周知について意見を頂いた。
- ・R5年度に引き続き、地域包括支援センター等と協働で、委託相談だけでなく他関係機関も含めて、地域の相談会を実施した。放課後等デイサービス連絡協議会の参加や地域包括支援センターや医療機関とも意見交換をするなど、さらに顔の見える関係づくりを実施してきた。
- ・障害児者支援や家族支援に関わり、行政機関、教育機関、医療機関、各種福祉事業所、法的機関、高齢分野等との連携を図り、幅広く支援をしている。併せて重層的支援体制支援会議では、委託相談としての役割を果たしながら、円滑に関係機関が連携できるような課題解決に向けて対応してきた。
- ・家族支援が必要なケースが増加傾向にある中、多職種連携は必須となっているがうまく

連携が図れてきているように感じている。それは徐々に各関係機関が相互に機能や仕組みの理解が深まり、その機関の特色を踏まえて役割分担をして円滑に課題解決に向けて足並みをそろえていけるような顔の見える関係になってきたからではないかと考える。完全に相互理解はできていないこともあるが、委託相談として関係機関の潤滑油のような役割を今後もしていきたい。

- ・家族支援をする中で、家族全員が障害をもった家庭が多く、現在の委託相談は障害種別で別れて各種障害に特化した支援をしているものの、家族内には精神、知的、発達、身体と障害の複雑さもある。ひとつの知識に特化しつつも、知的や精神等の知識や経験を深めていく必要があるのではないだろうか。併せて障害の複雑化、ケースの困難さは増幅しているため、委託相談同士の連携も必要であり、互いに質の向上を図っていきたいと考えている。
- ・R7次年度も、新しい障害福祉サービス事業所についての情報収集、各専門機関との関係づくりはもとより、地域の皆様とも互いに協力しいつでもサポートしあえる関係性を築いていきたい。
- ・事務局会議のあり方が大きく変わったことで、少しずつ変更を加えながら動いているが、「これがベストのやり方」と言えるところまでは至っていない。関係各所が1ヶ月に1回集まる貴重な機会なので、R7年度も試行錯誤しながらより良い集いになるよう努めていきたい。
- ・令和7年度は基幹相談支援センターとしての機能が加わるので、関係機関、地域、学校、企業等々とのさらなる連携の輪が広がるよう動いていきたい。

静岡市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、静岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第89条の3第2項に規定すること。
- (2) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関する協議。
- (3) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関する協議。
- (4) 障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関する協議。
- (5) 法第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 障害者福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事項について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課及び保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

静岡市障害者自立支援協議会部会等設置要領

(設置目的)

第1条 静岡市は、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、次条に掲げる部会を静岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(設置する部会及び所掌事項)

第2条 設置する部会及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域生活・移行支援部会

ア 障がい者等に係る社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号。）第4条第3項に規定する地域生活課題の解決に関すること。

イ 障がい者の地域移行に係る取組の推進に関すること。

ウ 地域生活支援ネットワークの整備に関すること。

エ 多様な居住の場の確保の推進に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(2) 権利擁護・虐待防止部会

ア 障がい者等の権利擁護・虐待防止に係る普及啓発に関すること。

イ 障がい者等の虐待事例の情報共有及び事例検証に関すること。

ウ 障がい者虐待の早期発見、再発防止策の検討に関すること。

エ 障がい者の差別解消策の検討に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(3) 就労支援部会

ア 障がい者等の就労に係る課題の共有及び解決に関すること。

イ 障がい者等の就労に係る支援の連携に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(4) こども部会

ア 障がい児等に係る課題の共有及び解決に関すること。

イ 障がい児等の支援の連携に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(5) 相談支援部会

ア 指定相談支援事業及び相談支援事業の体制の整備に関すること。

イ 指定相談支援事業及び相談支援事業の課題の共有及び解決に関すること。

ウ 指定相談支援事業者及び相談支援事業者同士の連携に関すること。

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 部会は、協議会の委員、障がい児者、障がい者関係団体、有識者、障がい福祉サービス関係者、行政機関の職員その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱又は任命した者をもって組織する。

(部会員の任期等)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会員の改選は、協議会の委員の改選と併せて行うこととする。

3 部会員は、再任されることができる。

4 部会員は、部会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、次項及び第4項で規定する方法により、協議会の委員のうちから選出することを基本とする。

3 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

4 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

5 部会長は、部会の会議の議長となり、会議を進行する。また、協議会に対して部会の活動を報告する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者を出席させることができる。

(運営)

第7条 部会の運営は、部会長を中心に、それぞれの部会員が役割分担し、自主的に行うこととする。

2 部会員が共通認識を持って部会を運営するため、部会の会議の目的等を定めるとともに、事業実施に当たってはスケジュールを定め行うよう努めることとする。

(プロジェクト)

第8条 部会は、第2条の所掌事項について具体的な検討を行うため、検討課題ごとにプロジェクトを置くことができる。

2 第3条から前条までの規定は、プロジェクトについて準用する。この場合において、同条中「部会」とあるのは「プロジェクト」と、「部会員」とあるのは「構成員」と、「部会長」とあるのは「座長」と、「副部会長」とあるのは「副座長」と、「協議会に対して部会の」とあるのは「協議会又は部会に対してプロジェクトの」と読み替えるものとする。

3 プロジェクトは、第1項に規定する検討課題の解決をもって解散する。

4 プロジェクトでの審議は、プロジェクトの設置から最大3年を目途とする。

(庶務)

第9条 部会及びプロジェクト（以下「部会等」という。）の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課、保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課、保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課及び静岡市基幹相談支援センターが共同して処理することを基本とする。

2 市長は、必要があると認める者に、前項に掲げる者と共同して部会等の庶務を処理させることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会等の運営に関し必要な事項は、部会等で協議の上定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会設置要領の廃止)

2 静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会設置要領（平成28年11月18日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

(経過措置)

3 施行日において現に置いている部会等の運営が、この要領の規定に適合していないときは、施行日から3年以内を目途として、この要領の規定に基づき運営するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 4 年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

関連資料 7

令和 6 年 4 月 1 日施行

（自立支援）協議会の役割・機能 （障害者総合支援法89条の3関係）

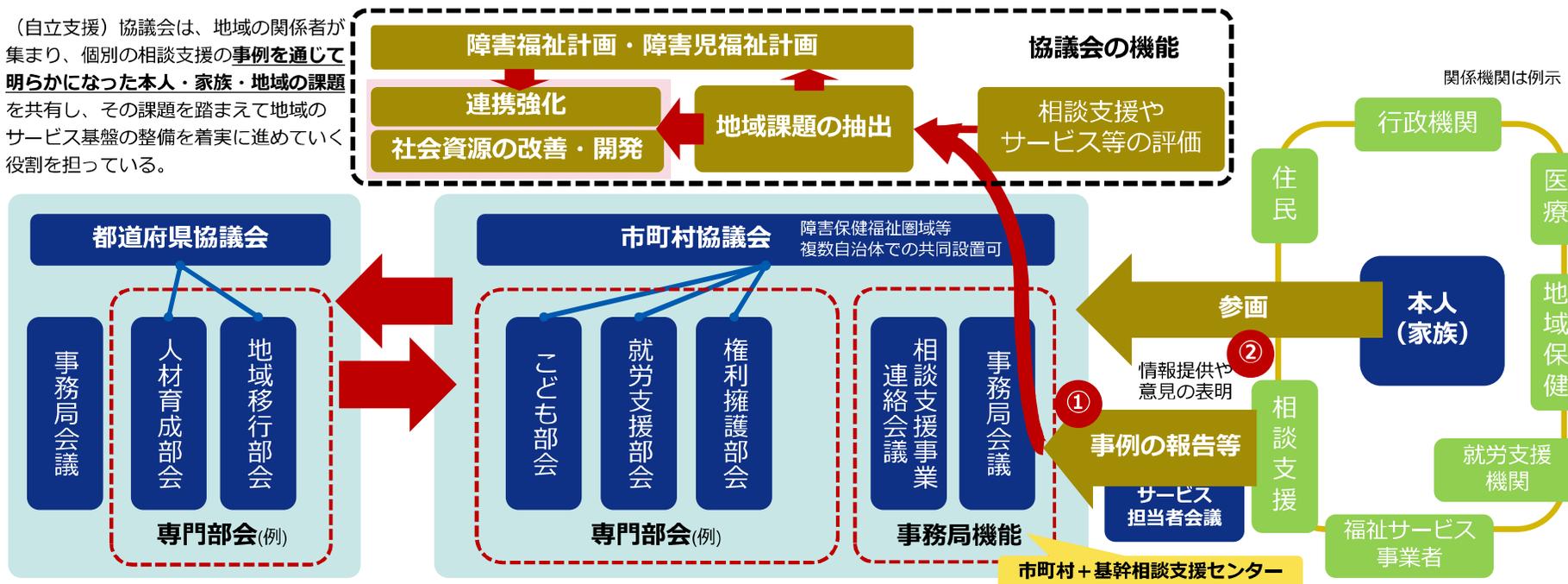
- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
 - 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
 - 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



基幹相談支援センター (虐待防止センター)

市委託事業

- ◆相談支援の中核的な役割
支援体制の連携強化
専門的な助言・指導
人材育成
困難ケースの対応
権利擁護 など



静岡市



- ◆障害者総合支援法等をもとに、障害福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に実施。

- 障害者施策推進協議会
- 医療的ケア児等支援協議会
- 発達障害者支援地域協議会
- 精神障害者地域連携協議会



運動・連携
(情報共有)

指定特定計画 相談支援事業所



- ◆サービス等利用計画の作成
及び基本相談支援

委託相談支援事業所 (虐待防止センター)

市委託事業※

- ◆相談支援
専門的な助言・指導
困難ケースの対応
基幹相談支援センターとの連携
支援体制の連携強化 (会議の運営等)
※一部事業所は指定管理



複数の 関係機関・関係者

- ・障害福祉サービス事業所
- ・保健・医療関係者
- ・教育関係者
- ・就労支援関係者
- ・当事者団体
- ・学識経験者
- ・権利擁護関係者
- ・関係行政機関



相談者を取り巻く環境

専門的な相談機関

市委託事業

- ・発達障害者支援センター「きらり」
- ・医療的ケア児等コーディネーター

県委託事業

- ・障害者就業・生活支援センターさつき



相談者

障害者相談員



- ◆障がい当事者や保護者等が相談員となり、身近な地域で気軽に相談に応じる。

困難化

静岡市障害者自立支援協議会

